



Title	<史料所見> Calendar of Papal Registers における教皇官僚（追補）：1198年から1471年まで
Author(s)	東出, 功; Higashide, Isao
Citation	北海道大學文學部紀要, 42(1), 1-74
Issue Date	1993-11-30
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/33613">https://hdl.handle.net/2115/33613</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	42(1)_PL1-74.pdf



〈史料所見〉 *Calendar of Papal Registers*  
における教皇官僚

—— 1198 年から 1471 年まで ——

(追 補)

東 出 功

《はじめに》

本稿は上記の通り“追補”である。何故か。この紀要の前号までに、筆者は同じ表題の論稿の(上)・(中)・(下)を分割掲載した。いいかえるとそれは、前号掲載分でひとまず完結した。しかしその末尾で指適の通り、残された課題は少なくとも4項目にわたっている。本稿は、それら4項目の史料所見を文字通り追加して補足するものである。従って本稿は、前稿の意図をそのまま継承している。要点だけを反復するならば、前稿・本稿は別な課題に着手するための準備作業である。筆者は次の課題として『教皇令状簿』における“教皇礼拝所司祭”の関係史料の判読・集約を意図しており、前稿・本稿の意図はそのために相応の予備知識を形成することにある。

主要な典拠は、以下の2点である。

- ◎ *Calendar of Entries in the Papal Registers, relating to Great Britain and Ireland, Papal, Letters*, 12 vols.

以下これを『教皇令状簿』と呼ぶ。

- ◎ R. Naz (dir. par), *Dictionnaire de droit canonique*, 7 tomes (Paris, 1935- 65)

以下これを『教会法事典』と呼ぶ。

[ I ]

本節ならびに次節では、いわゆる“教皇家政の官職”なるものから、2種類の官職呼称を検証する。この2種類の呼称は、いずれも“品級”の呼称に由来する点で共通している。なお“教皇家政の官職”とは『教皇令状簿』の脚注における表現つまり編者の表現であり、本節の引用 [ 6 ] の②がその脚注である。

念のために聖職者の品級なるものについて、その一覧表を掲げておこう。

ORDINES MAJORES (SACRI)	MAJOR ORDERS	上級品級
Presbyter	Priest	司 祭
Diaconus	Deacon	司 祭
Subdiaconus	Subdeacon	副助祭
ORDINES MINORES	MINOR ORDERS	下級品級
Acolythus	Acolyte	侍 祭
Exorcista	Exorcist	祓魔師
Ostiarus	Doorkeeper (Porter)	守 門

これは現行教会法の規定<sup>1)</sup>によるもので、かつて司教は独立の品級と見なされたこともある。しかしその一方では、すでに中世においても現行教会法と同様の解釈があり、司教職は司祭職の完成・拡張と解釈されていた。この解釈によれば司教は司教職に固有の権限のほかに、司祭職に固有のすべての権限をもち、その意味では司教もまた司祭であり、広義の司祭の品級に含まれる。ローマ教皇はローマ司教管区についていえばその司教であり、その意味においては教皇もまた司祭である。

---

1) Can. 949.—In canonibus qui sequuntur, nomine ordinum *maiorum* vel *sacrorum* intelliguntur presbyteratus, diaconatus, subdiaconatus; *minorum* vero acolythatus, exorcistatus, lectoratus, ostiariatus.

---

◎ Papal Acolyte — “教皇侍祭”

字義通りにいえば“教皇侍祭”である。ここではこの訳語を充てておこう。しかしこれは上記の通り官職の呼称であって、その官職の占有者が品級において侍祭だけに限定されることを意味しない。教皇直属の聖職者のうちには、なるほど現に侍祭の品級にあるものも含まれよう。しかし仮に教皇直属の侍祭であっても、この官職に任用されなくては“教皇侍祭”の称号を帯びることがない。要するに“教皇侍祭”とは教皇直属の侍祭群の総称ではなく、一種の官職の呼称である<sup>2)</sup>。

2) “……on the death or resignation of Peter Rubrus, son of the late Roffridus, papal door-keeper (*ostiarus*)……(1235)” — *Letters*, I, 147. ピータは“教皇守門”であるという。これもまた官職の呼称であろうか。彼の品級は不明である。

【第1表】 “ACOLYTE”

—, Alexander: 1218(I-57)  
 Croyser, William, <archd Teviotale, Scotland>: 1422(VII-10..., VIII)  
     /memb/notary/nunc  
 Georginis, Ugolinus Saluoni: 1442(IX-26)/memb/writ  
 Forstar, Gilbert, <archd Brechin, Scotland>: 1445/6(IX-485..., X, XI)  
     /chapl/memb(court)  
 Venice, John Barotius: 1448(X-186)/subdeacon(afterwards)  
 Gele, John, <canon Magdeburg and Lübecke>: 1455(XI-24)/abbr  
 Ferrarii, Antonius, <Canon Seville, Spain>: 1458/9(XI-387)  
     /abbr/chapl/memb/nunc/receiver-general  
 Lumisdan, Alexander: 1466(XII-387)  
 Lewinton, James, <precentor Dunkeld, Scotland>: 1468(XII-388...)  
 Stewart, Walter, <archd St Andrews, Scotland>: 1468(XII-388...)

☆集 計☆

abbreviator	2	chaplain	2
member/court	1	member/household	3
notary	1	nuncio	2
subdeacon (afterwards)	1	writer	1

『教皇令状簿』全12巻からわずか10名しか検出されず、しかも第1巻からは1名だけに留まった。また第2巻から第6巻までにはその痕跡が見当らず、他の9名は第7巻以降に偏在している。要するに“教皇侍祭”に関しては、情報の絶対量が少ない上にその分布に極端な偏在が見られる。

- [1] ①“Mandate to the cardinal archbishop of Canterbury [Stephen Langton] to make provision for Alexander, *papal acolyte*, in a suitable benefice, as soon as possible (6 Id. July, 1218)”—— *Letters*, I, 57. ②“Mandate to the archbishop of Canterbury……Master Alexander resigned the church of Eximinstre [Exminster, co. Devon]……(4 Id. July, 1218)”—— *Letters*, I, 56.

いずれもカンタベリ大司教スティーヴンあての令状である。発給の日付は①が7月10日であり、②はその2日後つまり12日になっている。宛名が一致しており、しかも日付が近いので双方のアレグザンダは同一人であろう。この令状は“教皇侍祭”アレグザンダに“相応の聖職禄”を配当せよというものであり、教皇直属官僚のために給養財源の調達を大司教に指示している。なおスティーヴンは、①に記載の通り大司教就任以前から枢機脚であった。

アレグザンダは、品級において侍祭であったか。②によれば、彼はエクスマンスタの聖堂区司祭職を辞任している。①の“相応の聖職禄”とは、この司祭職の代替の聖職禄であろう。司祭職の経験者であることは、なるほど司祭の品級と直結しない。助祭や副助祭が聖堂区司祭職を占有することもある。しかし逆に彼が侍祭であるという証拠もなく、また②で“マギステル”の称号を帯びていることからすれば、むしろすでに下級品級から上級品級へ昇格している可能性もあろう。ともあれ“教皇侍祭”関係では、これが『教皇令状簿』第1巻における唯一の情報である。

- [2] ①“……for William Croyser, archdeacon of Teviotdale [Scotland]……*papal acolyte* and nuncio, and member of the pope' household……(1422)”—— *Letters*, VII, 10. ②“To Master Ugolinus Saluoni de Geor-ginis……writer and member of the pope's household……also an *acolyte of the pope*……(1442)”—— *Letters*, IX, 260. ③“……Gilbert Forstar, an

*acolyte of the pope and the apostolic see and a member of the papal court*……(1462)”—— *Letters*, XI, 456. ④“To Antonius Ferrarii, precentor of Barcelona, nuncio of the pope and the apostolic see……also a *continual commensal member of the pope’s household*……(1455/6)”—— *Ibid.*, p. 31. ⑤“To A. Ferrarii, a canon of Seville, an *acolyte and chaplain of the pope*……who was sent by Calixtus III as nuncio and receiver-general……who is……an abbreviator of apostolic letters, and is a *contitunal commensal member of the household of Rodrigo*, cardinal deacon of St Nicholas’s……vice-chancellor of the Roman church……(1459)”—— *Ibid.*, p. 387.

令状①のウィリアム、②のウゴリーヌスおよび④のアントーニーウスの3名には、いずれも“教皇家政構成員”の称号が検出された。また③のギルバートは“家政”ではなくて“聖庁”の構成員である。これらの称号については後述することとして、ここでは“教皇侍祭”10名中の4名についてこのような称号を確認しておきたい。なおアントーニーウスは④の時点において教皇“家政構成員”であったが、⑤では枢機卿の“家政構成員”と書かれている。この点についても、ここではその事実の確認だけに留めよう。

[3] “……Eugenius IV desired that the said church of W[e]teryngsette [Wetheringsett, co. Suffolk] should be collated by authority of the ordinary to John Barotius of Venice [now] a *subdeacon* of the present pope [Nicholas V], then an *acolyte* of the said pope……(……)Johanni Barotio de Venetiis subdiacono nostro tunc eiusdem predecessoris accolito [sic](1448)”—— *Letters*, X, 186.

前教皇からサファク州の所管司教つまりノリヂ司教への要請が書かれており、ウェザリングセト聖堂区聖堂の司祭職をジョンへ担当することが求められた。その点においては引用 [1] と共通している。ジョンは前教皇の“教皇侍祭”であったが、現教皇のもとでは“教皇副助祭”に昇進している。ジョンに関する [第1表] の記載は、双方の兼任ではなく、双方の呼称が確認されること、さらに正確に言えば一方から他方への昇進を示している。

[4] “To Alexander Lumisdan, *priest*, of the diocese of St Andrews. Appointing him, who is by both parents of noble birth, a *papal acolyte*(1466)” — *Letters*, XII, 387.

この令状は“教皇侍祭”アレグザンダ自身の品級を明記している点で注目される。彼は品級においてすでに“司祭”であり、上級3段の最上位にある。一方の“侍祭”とは下級4段の最上位であるが、下級品級であることに変わりがない。この令状はすでに“司祭”の彼を“教皇侍祭”に任命するというもので、これによって彼が侍祭の品級に降格されたとはおもわれ<sup>3)</sup>ない。

---

3) 同様の事例は[2]①のウィリアムについても見られる。彼に関してはすでに前稿(中)第10節の引用[9]で指摘の通り、司祭の品級にありながら依然として教皇侍祭の職にあった。

---

[5] ①“……dominus Jacobus [James] Lewinton precentor ecclesie Dunkelden. [Dunkeld] Magister in artibus [M.A.] fuit admissus et factus *accolitus* ……(1469)” — *Ibid.*, p. 391. ②“……domini Walteri Steuart [Stewart] archidiaconi sancte Andree *accoliti*……(1469/70)” — *Ibid.*, loc. cit.

これらの令状では[第1表]の最後の2名に言及されている。前者はダンケルド司教座参事会の聖歌隊主管であり、後者は聖アンドリュース司教補佐である。[第1表]に記載の10名から占有聖職が判明したのは6名で、その内訳は司教補佐3名、一般参事会員2名および聖歌隊主管1名となっている。現職司教が見当たらないとはいえ、いずれも高位聖職者である。この事実からしても“教皇侍祭”の大半は、品級において司祭であったかと推定される。

[6] ①“*Reductio acolytarum*……*i.e.* the limitation of the number of *papal acolytes* to eight ‘*participantes*,’ dated 1457, 10 Kal. May (22 April)……” — *Letters*, XI, 62. ②“……consists of a miscellaneous *list of officers of the papal household* etc., with the dates of their appointment, etc., *e.g.* officers of the papal ‘Camera’, *papal subdeacons*, *acolytes*, *chaplains*, *secretaries*, *masters of the registers*, *collectors*, *ab-*

breviators, etc.”— *Letters*, XII, 390.

この2件の引用は令状本文ではなく、いずれも編者の脚注である。①によれば、1457年に“教皇侍祭”の定員が制限されて8名になったという。斜体字の文言は、字義通りいえば“参加者”であろう。しかしこのばあいは“教皇侍祭”のいわば職務給の受給資格者に“参加”するもので、その意味においてまさに定員内の“教皇侍祭”である。また②では“教皇家政の官職占有者の一覧表”なるものに言及され、その“官職占有者”として、聖庁財務院の官職占有者を筆頭に“教皇副助祭・教皇侍祭・教皇礼拝所司祭”等が例示されている。要するに“教皇侍祭”職それ自体が“教皇家政の官職”であったという。これが“官職”であるということの意味については、本稿末尾であらためて考察したい。

『教会法事典』によれば、3世紀の教皇コルネリウスの書簡においてローマの聖職者の定員に言及され、助祭・副助祭がいずれも定員7名であるのに対して侍祭の定員は42名であるという。これは先代教皇ファビアーヌのもとでローマ市が7司牧管区 *regiones* に分割されたことに対応するもので、侍祭は1管区当たり6名になっている<sup>4)</sup>。この7管区合計42名と上記の定員“8名”との関係については、さしあたり不明である。いずれにせよ定員が規定されるということは、これらもまた“官職”であることを示唆しているといえよう。品級には定員がなじまない。

---

4) *Dictionnaire*, VII, 1075 (sous SOUS-DIACONAT)

では“教皇侍祭”の職務とは何か。その点については、遺憾ながら詳細不明といわざるをえない。侍祭の品級に固有の職務とは、司祭がミサを司式する際に葡萄酒と水とを用意すること、また儀式中に灯明を奉持して運ぶことであるという。それは職務であるとともに、品級に固有の権限でもあろう。“教皇侍祭”はその品級にかかわらず、すなわち仮にすでに司祭であっても、教皇自身がミサを司式する際に侍祭相当の役割を帯びたのではないか。

品級において侍祭でしかないものは、当然のことながら副助祭以上の上級品級に固有の権限が認められない。しかしすでに副助祭以上の品級にあるも

のは、かつて侍祭の品級を認定されているので、状況によっては侍祭相当の権限を行使することも許容されよう。上位の品級を取得するという事は、新たな権限を追加して取得することではないか。古い権限は、当然のこととして留保されたであろう。

筆者はすでに別稿において“archdeacon”すなわち現に司教補佐職にあるものの品級を検証した。この原語は字義通りにいえば“大助祭”であるが、筆者の推定によれば彼らの大半は品級において司祭である<sup>5)</sup>。いわゆる“大助祭”は、司教がミサを司式する際に助祭相当の役割を帯びていないか。単に助祭といえば、それは司祭との関係において助祭である。“大助祭”とは、“大司祭”としての司教との関係における助祭相当者ではなかったか。すでに司祭であるものは助祭の権限を失うことなく、いわば潜在的にそれを残していたといえよう。

---

5) 「イングランドの“司教補佐”——1300年から1541年まで」(下) (『北海道大学文学部紀要』39の2)第12節。また単なる司祭に留まらず、現職の枢機卿が司教補佐職を兼任する事例も多数にのぼる。枢機卿の大半は司教経験者であり、品級においてはほぼ例外なしに司祭であろう。

---

いずれにせよ“教皇侍祭”や“大助祭”では、品級の呼称が官職の呼称に転用されている。呼称の転用は次節の“教皇副助祭”にも見られる。

\* \* \* \* \*

“教皇侍祭”は『教皇令状簿』全12巻からわずか10名しか検出されない。従ってここでは次の3点の所見を要約するだけに留よう。

○ 第1点 いわゆる“教皇侍祭”とはそれ自体が官職の呼称であって、品級としての“侍祭”がこれに任命されるとは限らない。占有聖職の判明者は6名で、その内訳は司教補佐3名、一般参事会員2名および聖歌隊主管1名となっている。そのことからすれば、大半はすでに司祭であるものから登用されたといえないか。

○ 第2点 また“教皇侍祭”10名中の4名について“教皇家政構成員”

の身分が確認された。この事実は“教皇侍祭”職の性格を考える上で重要な手がかりにならないか。そのことの意味は、本稿末尾であらためて検討する。

○ 第3点 引用 [6] の②では、すなわち『教皇令状簿』の編者の見解としては、“教皇侍祭”が“教皇副助祭”とともに“教皇家政の官職占有者の一覧表”なるものに含まれていた。そのことの意味も、やはり本稿末尾であらためて検討する。

## [II]

本節の課題は、前節で予告の通りである。

### ◎ Papal Subdeacon — “教皇副助祭”

このばあいもまた字義にそくして“教皇副助祭”という訳語を充てておこう。この官職についても品級の呼称が転用されている。では“教皇副助祭”とは何か。『教会法事典』は“副助祭”に独立の項目を充てているが、問題の“教皇副助祭”に関する情報は前節末尾で言及した程度に留まる。次の引用は、デュ=カンジュの『中期・後期ラテン語彙集』からのものである。

“SUBDIACONI PALATINI. Vetus Codex Vaticanus apud Baronium ann. 1057, num. 22: (1) Subdiaconi omnes numero viginti et unus, (2) septem Regionarii, qui epistolas et lectiones cantant in stationibus; (3) septem Palatini, qui idem munus praestant in Ecclesia Lateranensi; (4) septem alii, qui dicuntur Schola cantorum, qui cantant tantummodo, quando summus Pontifex celebrare consuevit.”— Du Cange, *Glossarium Mediae et Infimae Latinitatis*, VII, 627. (sub SUBDIACONI)<sup>1)</sup>

最初に“教皇副助祭”の定員が述べられる。総数 21 名であり(1)、これが 3 群に区分される。第 1 群 7 名は 7 司牧管区ごとに配属され<sup>2)</sup>、教皇が各管区聖堂を巡回してミサを司式する際に所属聖堂において使徒書簡や福音書の章節

を朗唱する(2)。第2群7名はラテラーノ宮殿つまり教皇宮殿に配属され、そこでのミサにおいて同様に朗唱を担当する(3)。第3群7名は教皇直属の聖歌隊〈学校〉を構成し、教皇自身がミサを司式するばあいに限って、あるいはそのばあいには常に聖歌を担当する(4)。従ってこの第3群は、教皇の巡回にも同行することになる。

---

1) これまでが前半で、以下が後半である。主旨は前半と同様であるが、若干の情報が追加されている。“Johannes Diac. de Eccl. Lateran. apud Mabill. tom. 2, Musei Ital. pag. 567: Debent etiam ibi esse septem Subdiaconi Palatini, et schola cantorum, scilicet alii septem Subdiaconi, qui vocantur Regionarii. Isti debent legere lectiones et epistolas in stationibus ecclesiarum Romae constitutis. Alii septem, scilicet schola cantorum, debet canere officium, dum dominus Papa celebrat Missam in Basilica Lateranensi, et in aliis. Alii vero septem Palatini epistolam debent legere (1) in palatio ad Missam Apostolici, et (2) in eadem patriarchali basilica Lateranensi, nec non etiam ad Missam ipsius Apostolici.”最後の(2)は、(1)を反復して説明している。ラテラーノ“宮殿”には洗礼者聖ヨハネの“聖堂”が付属しており、以前にはこれがローマ総大司教座聖堂であった。しかもローマ総大司教とは、教皇自身である。従ってラテラーノ総大司教座聖堂とは、この教皇宮殿の付属聖堂そのものにほかならない。後に総大司教座は、教皇がアヴィニョン捕囚から帰還するとともにヴァチカーノ宮殿へ移された。なお教皇はまた“ローマ司教”でもあり、ローマ市とその周辺を直轄の司教管区とする。このローマ司教座は総大司教座の移転後もラテラーノ聖ヨハネ聖堂に残る。つまり同聖堂は、ローマ司教管区の“司教座聖堂”でもある。

---

要するに『語彙集』は、身分呼称の由来を述べているといえよう。ミサの司式者は、品級において司祭である。教皇がミサを司式するときは、教皇はそこで司祭相当の役割を演ずることになる。問題の“教皇副助祭”という呼称は、教皇が司祭としてミサを司式するときに副助祭相当の役割を帯びることに由来する。しかし彼らの役割は、当然のことながらミサの場面だけに留まらなかった<sup>2)</sup>。その役割の一部は、以下の[第2表]で“ほかの身分・役職”として示される。

---

2) “The letters of St Gregory the Great show that in his time the Roman subdeacons administered the affairs of St Peter’s patrimony throughout the provinces,

made reports to the Pope on the conduct of bishops, and by the Pope's orders admonished prelates, reformed abuses, and assembled councils.”—Addis & Arnold's *Catholic Dictionary*, p. 776. グレゴリウス 1 世の在位期間は 590 から 604 年までである。この書簡によれば、同時代のローマの副助祭は“聖ペテロの世襲領”すなわち教皇領の管理者であり、従って教皇領が存在する限りすべての属州にその任務が及んでいた。彼らはまた各地の司教の動向を教皇へ報告し、教皇の命令を受けて高位聖職者に対して訓戒権を行使するほか、権限乱用があればそれを排除したという。さらに彼らは聖職者を“councils”に集合させたということであるが、それはどのような会議か、またその会議でどのような権限を行使したのか、詳細は不明である。

まず『教皇令状簿』における“教皇副助祭”の分布状態に注目しよう。合計 85 名中の 75 名が第 1 巻だけから検出され、第 2 巻以降からはわずか 10 名に留まった。しかも第 3 巻から第 7 巻までの 4 巻には、その痕跡が見当らない。このように極端なまでの偏在は、どのような事情によるものか。当面は理由不明といわざるをえない。いずれにせよこのような偏在の結果として、次の [第 2 表] は異例の構成によらざるをえなかった。

### 【第 2 表】 “SUBDEACON”

《第 1 巻で単に “subdeacon” であることだけが確認されるもの》

Summa, Martin de, <canon Salisbury?>: 1217 (I-47...)

Langeton, Simon de, <archd Canterbury>: 1227 (I-118...)

Vercelli, John de, <canon Lincoln>: 1236 (I-151...)

---, Eustace: 1238 (I-175)

Mevania, Andrew de, <canon Dublin & Cambray, France>: 1243 (I-199)

Stotindon, Robert de: 1245 (I-213)

Holewell, Stephen de: 1248 (I-256)

Odolin, John, <canon Wells>: 1248 (I-247)

---, Paul, <canon Ferentino, Italy>: 1248 (I-253)

Visconti, Otto: 1251 (I-272)

Turri, W de, <canon London>: 1253 (I-302)

Trebis, Thomas: 1254 (I-294)

Cotham, John de: 1255 (I-318)

---, Aymeric: 1255 (I-313)

Aquablanca, James de, <archd Salop>: 1256 (I-338)  
 Kernyaco, Luke de: 1256 (I-328)  
 Sorham, Thomas de: 1256 (I-333)  
 Piccard, Hugh, <canon Abbeville, France>: 1257 (I-342)  
 Blund, John, <canon Chichester>: 1258 (I-360)  
 ---, Giles: 1259 (I-369)  
 Crema, Homodeus: 1264 (I-404...)  
 Filebi [Phyleby], Adam: 1264 (I-406)  
 Peynton, Luke de: 1264 (I-417)  
 Siena, Bernard de: 1264 (I-417)

《第1巻でほかの身分・役職も確認されるもの》

Mark, P.: 1212 (I-37)/corrector (of letters)  
 ---, Pandulph, <bp-el Norwich, 1215>: 1213 (I-38...)  
 /cubicular/legate/notary  
 ---, Giles, <archd Thessalonica, Greece>: 1220 (I-58)/chapl  
 Bobonis, Oddo: 1222 (I-88)/chapl  
 ---, Otto: 1225 (I-103)/chapl  
 Sancto Nicolao, Laurence de, <canon York> : 1226 (I-111...)/chapl  
 Ferentino, John de, <archd Norwich>: 1228 (I-120...)/cubicular  
 ---, J.: 1230 (I-122)/chapl  
 Prefectis, G. de: 1236 (I-154)/chapl  
 Sumercote, Robert: 1236 (I-154)/auditor  
 ---, Alatrinus, <treasurer Chichester>: 1238 (I-173...)/chapl  
 Esteland, Simon de, <archd Norfolk>: 1239 (I-179...)/chapl  
 Cinthii Guidonis, Peter: 1240 (I-188)/chapl  
 Trani, G. de: 1240 (I-191)/auditor/chapl  
 ---, Peter: 1241 (I-195)/chapl  
 ---, ---, <archd Bologna, Italy>: 1243 (I-199)/chapl  
 Ferentino, Peter de, <canon York>: 1245 (I-219)/chapl  
 Sarraceni, John, <dean Wells>: 1245 (I-214...)/chapl  
 ---, Hugh, son of Peter Leo, <canon Hereford>: 1245 (I-223)/chapl  
 Piperno, Peter de: 1248 (I-257)/chapl  
 ---, Huguicio: 1248 (I-254)/chapl  
 Giffard, Walter: 1250 (I-261)/chapl <aftw bp Bath and Wells>  
 Plimpton, Nicholas de: 1250 (I-261...)/chapl/clerk/nunc

*Calendar of Papal Registers* における教皇官僚

<aftw archd Norfolk>

- Lavania, Tedisius de: 1251 (I-267)/chapl/writ  
Lemovicis, Peter de: 1253 (I-289)/chapl  
Civitella, John de: 1254 (I-303)/chapl  
Ferentino, Alexander de: 1254 (I-302)/chapl  
Spata, John: 1254 (I-298)/chapl  
---, Adenulf: 1254 (I-299)/chapl  
---, Guy: 1254 (I-295)/chapl  
---, Rostan: 1254(I-295)/chapl/legate/nunc  
Wingham, Henry de: 1255 (I-316)/chapl  
Sumercot, John de: 1256 (I-339)/chapl  
Cochenato, Ubert de: 1257 (I-352)/chapl  
---, Gregory, of Naples: 1257 (I-346...)/chapl  
Sancto Germano, John de: 1257 (I-354)/notary  
---, Arlot: 1257 (I-354...)/notary  
Grifo, John, <canon Beverley>: 1258 (I-358)/chapl  
---, Albert, <chancellor Milan, Italy>: 1258 (I-358)/chapl  
London, Gervase of, <canon Salisbury>: 1259 (I-368)/chapl  
---, Richard: 1261 (I-377...)/notary  
Ebulo, John de, <canon Laon & Lisieux, France>: 1263 (I-388...)/chapl  
---, Sinitius, <canon Chichester>: 1263 (I-391)/clerk/nunc/writ  
Cancell, Philip de: 1264 (I-412)/chapl  
---, Berard, of Naples, <prior Andover, Winchester; canon Paris>:  
1264 (I-418...)/notary  
Salerno, Matthew de: 1264 (I-416)/chapl  
Alperino, Matthew de, 1265 (I-425)/chapl  
Parma, John de, 1283 (I-470)/chapl <aftw bp Spoleto, Italy>  
Sarmineto, Raynald de: 1288 (I-493)/chapl  
Lavania, Percival de, <archd Buckingham>: 1289 (I-507)/chapl  
Nepoleon, Francis, <archd Worcester>: 1289 (I-495)/chapl/notary  
Spinula, Ottobono, <canon Aberdeen (Scotland), Liège (Belgium), St Omer (France)>:  
1291 (I-545)/chapl  
.....(以上, 第1巻から75名).....  
Bordis, William de: 1309 (II-64)/chapl  
<aftw bp Lectoure, France>  
Sabellis, Pandulph de, <subdean York> : 1318 (II-175)/chapl/notary

北大文学部紀要

Clementis, Vincent, <archd Tortosa, Spain>: 1443 (VIII-258..., IX, X, XI, XII)  
 /chapl/coll/cubicular/nunc/orator  
 Holes, Andrew, <archd Anglesey, Wales>: 1438 (VIII-263..., IX)/cubicular  
 ---, ---, <treasurer St Hilaire, Poitiers, France>: 1435 (VIII-220)  
 Venice, John Barotius of: 1448 (X-186)/acolyte  
 Magni, Birgerus, <canon Magdeburg & Lübeck> : 1455 (XI-24)/ abbr  
 ---, Jordan: 1455/6 (XI-29)/notary  
 Zabellis, Baptista de: 1459 (XI-550n)  
 Tolentis, Luke de, <archd Curzola, Dalmatia>: 1466/7 (XII-232)/nunc

☆集 計☆

abbreviator	1	acolyte	1
auditor	2	chaplain	46
clerk	2	collector	1
corrector	1	cubicular	4
legate	2	notary	8
nuncio	5	orator	1
writer	2		

☆集 計☆ (その2) その他の情報による区分

archdeacon	11	canon	17
chancellor	1	dean	1
prior	1	treasurer	2

特徴的な記録に注目しよう。

- [ 1 ] ①“……to induct Master M. [*sic*] de Summa, *papal subdeacon*, into the prebend of *Chisengh* [prebend of Chisenbury and Chute, in Salisbury?], given to him by the pope on its voidance by the death of W. archpriest of Milan (1217)”— *Letters*, I, 47. ②“……a cause between Martin de Summa, *papal sub-deacon*, rector of Darmerham, and the abbot and convent of Glastonbury, and V. clerk, of the diocese of Salisbury, about the chapel of Merton (1231)”— *Ibid.*, p. 127. ③“…… on the complaint of Master M. de Summa, *papal subdeacon*, rector of Domercham [*sic*], touching a cause between him and the bishop of

Salisbury, the abbot and convent of Glanstonbury, and W. [sic] de Mereton, clerk of the diocese of Salisbury about the chapel of Mereton [sic]……(1237)”—— *Ibid.*, p. 160. ④“……Albert, chancellor of Milan, stated to the pope that Gregory IX (1227-41) ordered M. de Summa, canon of Salisbury……(1243)”—— *Ibid.*, p. 203.

まず令状①の斜体字の地名には疑問が残るものの、筆者の推定は [ ] 内に記載の通りである。①と④との間には 26 年間の隔りがあるとはいえ、②③が介在することからしてこれら 4 件のマーティンはすべて同一人であろう。彼は②③の時点でソールズベリ司教座の参事会員であったかと推定されるが、確証がないので疑問を残しておいた。従って彼は [集計 (その 2)] の参事会員 17 名に含めていない。

[ 2 ] ①“Faculty to Master Simon de Langeton, *papal sub-deacon*, to hold a prebend or other benefice in France, if such is offered him……(1218)”—— *Ibid.*, p. 55. ②“……Simon de Langeton, *papal subdeacon*……(18 May 1227)”—— *Ibid.*, p. 118. ③“M[aster]……Simonm of Langton. App[ointe]d [archdeacon of Canterbury] 14 May 1227”—— John le Neve, *Fasti, 1066-1300, Monastic Cathedrals*, p. 14. ④“Before 1217 he had been preb[endary] of London and York, and perhaps chanc[ellor] of abp. Stephen Langton.”—— *Ibid.*, loc. cit. n. 6.

引用③④はジョン=ル=ニーヴ『聖職者目録』の記載である。サイモンは③の 5 月 14 日に司教補佐に任命され、その 4 日後つまり②の時点においてなお“教皇副助祭”である。また④の注記の通りであれば、彼は①の時点においてすでにロンドン・ヨーク双方の参事会員であった。

[ 3 ] ①“Indult to Robert de Stotindon, *papal subdeacon*, of the diocese of Canterbury, to hold one benefice with cure of souls besides those which he now has (1245)”—— *Letters*, I, 213. ②“……to grant dispensation to A. de W., R. de Stotingdon [sic], John de Summercotes [sic], the king's clerks, to hold an additional benefice apiece (1253)”—— *Ibid.*, p. 283. ③“Indult to J. de Sumercot, *papal sub-deacon* and chaplain, to hold two

benefices with cure of souls besides those which he has (1256)”— *Ibid.*, p. 339.

いずれも複数聖職の兼任を認可する令状である。①のロバートも③のジョンも、それぞれの時点において“教皇副助祭”である。また両者は②に連名で書かれており、しかもいずれも国王直属身分の聖職者である。教皇官僚が国王直属身分でもあるということの意味は、いずれ別稿で検討したい。

[4] ①“Mandate……on petition of Master Simon de Estelende, the *king's clerk*, to grant to the same a dispensation to hold an additional benefice ……(1234)”— *Ibid.*, p. 139. ②“…… Master Simon [*de Esteland*], *papal subdeacon* and chaplain……R. de Blonvilla, archdeacon of Norfolk……by avoiding the archdeaconry, [the pope] presented the said chaplain [Simon] for institution to the said archdeaconry…… (1239)”— *Ibid.*, p. 179. Cf. also p. 214. ③“M. Simon the Norman (of Ètelan): King's clerk. Royal collation, *sede vacante*, 31 May 1237, but writ not delivered……Second writ 7 Dec. 1237……In dispute over archdeaconry with Ralph de Blonvilla 4 March 1239……Deprived and ejected from archdeaconry 1240……”— John le Neve, *op. cit.*, p. 66.

サイモンもまた①では国王直属の聖職者である。令状の受給は、本人自身の請願によるものと書かれている。その請願が仮に国王の仲介なしになされたとすれば、しかも国王の仲介なしに受理されたとすれば、すでに教皇官僚に登用されていたかも知れない。②では“教皇副助祭”であり、またすでにノーファク司教補佐職への聖職委嘱がなされている。③は『聖職者目録』からの引用である。この司教補佐職をめぐる係争があったということであるが、ともあれ彼は1240年までその占有を続けている。

[5] ①“Appointment of Henry de Wigham or Wingham [*Wingham*], *sub-deacon*, one of the *king's clerks*, to be a *papal chaplain* (13 May 1254)”— *Letters*, I, 300. ②“…H. de Winham [*sic*], *papal subdeacon* and *chaplain*, of the diocese of London, who is engaged in the king's service……(1255)”— *Ibid.*, p. 316. ③“Grant to H. de Wengham [*sic*]

of the deanery of St Martin's le Grand, London……(14 Sept. 1254)”——  
*Calendar of Patent Rolls, 1247-58*, p. 330.

このヘンリもまた国王直属身分の聖職者であり、①によって“教皇礼拝所司祭”に任用されている。②では“教皇副助祭”兼“教皇礼拝所司祭”で、しかもイングランド国王ヘンリ3世への勤務を継続している。“教皇副助祭”兼“教皇礼拝所司祭”とはいずれも名誉称号ではないか。なお①の時点におけるヘンリは“副助祭”であるというが、これは語順からして品級としての“副助祭”であろうか。

ところで③は『教皇令状簿』ではなくて、『開封勅許状簿』からの引用である。①と同年の9月にロンドン聖マルティヌス大聖堂の参事会長職を取得している。この聖堂の参事会長ヘンリについては、すでに別稿<sup>3)</sup>でも言及されている。

---

3) 拙稿「ロンドン聖マルティヌス大教会と国王行政」(中)『北海道大学文学部紀要』36の2(1988)68頁以下。

---

[6] ①“Indult to Eustace, *papal subdeacon*, clerk of J. cardinal of St Praxed's, to hold……(1238)”——*Letters*, I, 175. ②“Grant to Andrew de Mevania, *papal subdeacon*, clerk of O. cardinal of St Nicholas in Carcere……to whom provision has been made of……prebends of Dublin and St Galeric, Cambray (1243)”——*Ibid.*, p. 199. ③“……Master Luke de Kernyaco, *papal subdeacon*……at the request of J. cardinal of St Laurence's in Lucina, whose chaplain he is……(1256)”——*Ibid.*, p. 328. この3名の“教皇副助祭”は、いずれも枢機卿直属の聖職者である。すなわち“教皇副助祭”には国王直属のみならず、枢機卿直属の聖職者も見受けられるということである。なお②のアンドリュースは、すでにダブリンとカンブレとで参事会員聖職禄を取得していた。

[7] ①“……Pandulph, *papal subdeacon*……(1213)”——*Ibid.*, p. 38. Cf. also pp. 40,52. ②“……Master Pandulph, *papal subdeacon* and notary……(July, 1218)”——*Ibid.*, p. 56. ③“Appointment of Pandulph, bishop

elect of Norwich, *papal chamberlain*, to be legate in England, G[ualo] cardinal of St Martin's, having petitioned for leave to retire (Sept. 1218)"—*Ibid.*, p. 58. ④“Mandate to Pandulph, bishop elect of Norwich, *cardinal legate*……(1219)”—*Ibid.*, p. 64. ⑤“……per consilium venerabilium patrum nostrorum Stephani Cantuariensis Archiepiscopi, Totius Anglie Primatis, et sancte Romane ecclesie Cardinalis, H. Dublinensis Archiepiscopi, W. Londoniensis……B. Roffensis Episcoporum, *Magistri Pandulphi Domini Pape Subdiaconi & familiaris*……(Magna Carta Regis Johannis, XV. die Juni, anno Regni XVII, A.D. MCCXV)”—*Statutes of the Realm*, I, 9. ⑥“Pandulph Masca [bishop of Norwich]: election 18 July×9 Aug., temporalities 9 Aug. 1215, consecration 1222, death 16 Sept. 1226”—*Handbook of British Chronology*, 3rd ed. (1986), p. 261. ⑦“……so early as 1677 clearly pointed out the error of identifying *Pandulph* the English legate with *Pandulph Masca* [who was made cardinal priest of the Twelve Apostles ……in 1182]. Nevertheless the identification is still often made ……”—*D.N.B.*, XV, 174.

この人物については、すでに前稿(上)第3節でも、また第10節でも触れている。イングランドへは1211年に教皇の使節として渡来し、1226年にノリヂ司教のままでローマにおいて死亡する。その間に1218年には、前任者グワーロの引退に伴って“教皇特使”に任命された③。『教皇令状簿』では、1213年から1218年まで“教皇副助祭”と記載されている①②。しかし“教皇副助祭”の称号は、特使任命以後にまで及んでいない。特使ともなれば、もはや“教皇副助祭”たりえないということか。

パンドゥルフについては、ほかに3点を追記しておこう。⑤はマージナ=カルタ前文からの引用である。カンタベリ大司教スティーヴン=ラングトンを筆頭に、ダブリン大司教がそれに続く。司教では7名が列挙され、その後パンドゥルフが“教皇副助祭・教皇家政構成員”として登場する。まず第1点は、その事実である。すなわち彼はこの時点ですでに教皇使節であり、そ

の立場で教皇と国王との仲介者という重要な役割を演じていた。この“教皇副助祭・教皇家政構成員”は、事実上の全権大使であった。第2点は、彼の司教聖別が異常に遅れていることである。⑥に記載の通り選挙が1215年に実施されているにもかかわらず、聖別はその7年後になっている。これは、教皇がカンタベリ大司教による聖別を禁止したことによるという。何故か。事実上の全権大使が大司教から聖別されれば、大司教への恭順義務を負うことになるからである。パンドゥルフは1221年に特使を辞任し、翌年に教皇自身によってノリヂ司教に聖別された。第3点は、彼の人名表記に関することである。⑦に記載の通り彼は枢機卿パンドゥルフ=マスカと混同されることがある<sup>4)</sup>。⑥もパンドゥルフ=マスカと表記しているが、これは混同というよりは、おそらく広範な俗説に従ったものではないか。ジョン=ル=ニーヴ『聖職者目録』も同様である。

---

4) マスカは遅くとも1124年に副助祭の品級を取得している。彼がノリヂ司教本人であり、しかも1226年の死亡といえ、この品級取得から100年以上も生存したことになる。これは引用⑦の直前の指摘である。また1182年に枢機卿に任命されたものがその後“教皇副助祭”であるということも不自然であり、その不自然さも指摘されている。では④の斜体字の“枢機卿特使”とは何か。おそらくは枢機卿相当の権限をもつ“教皇特使”ということでないか。なお筆者は③の斜体字の文言を“侍従”と読んだ。“侍従”と“聖庁財務院長官”とは、本稿(上)第3節で指摘の通り弁別が容易でない。しかし彼は直前まで“教皇副助祭・教皇家政構成員”であったことからして、財務院長官よりは侍従の可能性が高い。

---

- [8] ①“……Master Nicholas de Plim[p]ton, *papal subdeacon*, clerk of R[obert] Passelewe, archdeacon of Lewes……(1250)”—— *Letters*, I, 261. ②“……Master N. de Plimpton, *papal clerk and nuncio to the king [Henry III]……(1253)*”—— *Ibid.*, p. 291. ③“……Master N. de Plympton [*sic*], *papal subdeacon* and chaplain, one of the king’s clerks……(1255)”—— *Ibid.*, p. 315. Cf. also p. 317. ④“……Master N. de Plimpton, archdeacon of Norfolk, *papal chaplain……(1257)*”—— *Ibid.*, p. 353.

教皇との関係は①②③④のすべてに明記されており、ほかに①では司教補佐ロバートとの、また③では国王との関係にも言及されている。いいかえると

俗界の“複数封主制”に類似の関係が見受けられる。④では彼自身が司教補佐職をえている。『教皇令状簿』第1巻からの引用は以上に留めよう。

[9] ①“To Master Pandulf de Sabello, *subdeacon*, papal notary, subdean of York (1311)”— *Letters*, II, 87. ②“To Master P. de Sabello, subdean of……York, papal notary. Faculty to be ordained *priest* by any catholic bishop he may choose (1313)”— *Ibid.*, p. 114. ③“……Master P. de Sabello, papal notary and *subdeacon* in the canonry and prebend of Newbald in York……(1318)”— *Ibid.*, p. 175. ④“……the late Master Pandulph [*sic*] de Sabello, papal notary and chaplain…… (1329)”— *Ibid.*, p. 294.

このパンドゥルフは、①の時点ですでに“教皇副助祭”であったか否か。これだけではいずれとも判定しえない。斜体字の文言には、品級としての“副助祭”の可能性もある。②の令状は司祭の品級を取得する際に、任意の司教を選択することを認可している。いいかえると②の時点では、なおも助祭か副助祭であった。③のパンドゥルフは、すでに“教皇副助祭”になっている。①と③との相違は語順にある。すなわち①では“教皇の”という形容詞が“副助祭”を修飾していないのに対して、③のばあいには“教皇起草官”兼“教皇副助祭”と読める。なお③は②から5年後に発給されており、すでに司祭の品級を取得しているものと推定される。この推定が正しいとすれば、彼は司祭の品級を取得してからも、引き続き“教皇副助祭”の称号を帯びていたことになる。

[10] ①“……Vincent Clement [*sic*]……a *papal subdeacon*……(1443)”— *Letters*, VIII, 258. ②“……V. Clementis, *priest*, of the diocese of Valencia [Spain], a *subdeacon of the pope* and collector of the papal ‘camera’ in England……(1460)”— *Letters*, XI, 462. ③“……V. Clementis, provost of Valencia, S.T.M., collector-general of the papal ‘Camera’ in England, *papal subdeacon* (1468/9)”— *Letters*, XII, 381.

この人物が“教皇副助祭”であることは、すでに前稿第10節の引用[13]において指摘の通りであり、①はそこでも引用されている。従ってここでは、

②③の2点の令状を追加するだけに留めた。彼は①の時点からして“教皇副助祭”であった。②③でも同様であるが、②では“司祭”の品級が明記されている。要するに“教皇副助祭”の称号と“司祭”の品級とは、両立が可能であるといえよう。この両立は[9]のパンドゥルフについて推定として述べられたが、ビンセントにおいては史料にそくして実際に検証されたことになる。

[11] ①“……by the treasurer of St Hilaire, a *papal subdeacon*……(1435)”  
— *Letters*, VIII, 220. ②“Poitiers [France], treasurer of St Hilaire, envoy of Charles VII to Eugenius IV, (p.) 222.”— *Ibid.*, p. 806 (Index).  
この人物については洗礼名すら不明であるが、①から“教皇副助祭”であったことが知られる。引用②は令状ではなくて、索引の記載事項である。彼はフランス国王シャルル7世の使者でもあるという。“教皇副助祭”がフランス国王から使者に委嘱されたのか、あるいはフランス国王の使者が“教皇副助祭”の称号を与えられたのか。これだけでは判然としない。しかし人名不詳ながら、ここにも“教皇副助祭”の存在が確認される。

[12] ①“To Robert Cady……in the diocese of Glasgow……to the above Robert (who is an ‘abbreviator’ of apostolic letters and a *subdeacon*……) (24 Feb. 1451/2)”— *Letters*, X, 233. Cf. also p. 568. ②“……to John Donaldi and Richard Cadi, *priests*, and Robert Cadi, *subdeacon*, of the dioceses of Dunkeld and Glasgow……Robert [Cadi], who is an abbreviator of apostolic letters……(3 Feb. 1451/2)”— *Ibid.*, p. 566. ③“……the late Robert Cady [*sic*], *priest*, of Glasgow……being an ‘abbreviator’ of apostolic letters, died at the apostolic see……(1453)”— *Ibid.*, p. 242. Cf. also p. 634.

ここで紛らわしい事例に言及しておきたい。このロバートは、いわゆる“抄録官”としてすでに前稿第8節の[第12表]に記載されている。彼は①によれば“使徒座の書簡”つまり教皇令状の“抄録官”であり、また“副助祭”でもある。これは彼が“教皇副助祭”であることを意味するものか。①だけではその可能性も否定しえない。しかし②ではジョンおよびリチャードとい

う2名の“司祭”に続いて“副助祭”ロバートが記載されており、これは品級としての“副助祭”と考えざるをえない。

なお彼は“抄録官”のまま“使徒座”において、つまり聖庁において死亡している。また③からは、死亡以前に“司祭”の品級を取得していたことが知られる。

[13] “A like confirmation of the letters……of Clement III……dated at the Lateran by the hand of <Moses, *subdeacon* of the holy Roman church, vice-chancellor (Moysi S.R.E. *subdiaconi* vicem agentis cancellarii)> 17 Kal. Dec., indiction 7, the year of the Incarnation 1188, anno 1. (1418)”—— *Letters*, VII, 129.

この尚書院副長官モーセについては前稿第2節の引用 [5] ならびに [第2表] でも言及しているが、そこでは引用をくゝ内の文言だけに限定したので、説明が舌足らずに終わった。モーセが副長官であったのは1188年であって、1418年ではない。彼はクレメンス3世の在位第1年(1187/88年)の11月15日にラテラーノ宮殿において、教皇布告第7号を副長官として決裁した。この令状は、教皇マルティヌス5世が1418年にクレメンス3世の布告を追認したものである。

問題は“聖ローマ教会の副助祭”という呼称である。尚書院の副長官とは、前稿第2節で指摘の通り事実上の長官である。しかも副長官は、後に大半が最高位の聖職者つまり枢機卿から起用されている。モーセが副長官であり、また“教皇副助祭”であるというのはどのように解釈すべきか。

『教皇令状簿』の編者は、ラテン語原文の“尚書院の執行者に代わって”という文言を“vice-chancellor”すなわち副長官と解釈しており、前稿の [第2表] ではその解釈に従った。モーセは副長官ではなくて、その職務の臨時の代行者ではなかったか。あるいは“聖ローマ教会の副助祭”と“教皇副助祭”とは、まったく別個のものであろうか。さらに“聖ローマ教会の”という文言は、単に編者の独自判断によるものか。ラテン語の挿入部分には、それに相当する文言がない。モーセについてはあれこれ疑問が残るので、本節の [第2表] では安全を期して彼を除いている。モーセは前稿の [第2表]

からも除くべきか。あるいは“Regent of the Chancery”すなわち尚書院副  
長官の職務代行者として同じ [第 2 表] の下段に移すべきか。

\* \* \* \* \*

前節ならびに本節では、いわゆる“教皇家政の官職”なるものから、2種  
類の官職を検討した。“教皇侍祭”にせよ、また“教皇副助祭”にせよ、官職  
の呼称はいずれも品級の呼称に由来する。従って前節・本節では、彼らの品  
級に関する情報にも細心の注意をもって臨んだ。所見を要約しよう。

○ 第 1 点 いわゆる“教皇副助祭”とはそれ自身が官職の呼称であって、  
品級としての“副助祭”がこれに任命されるとは限らない。その点では、前  
節の“教皇侍祭”と共通している。聖職の判明者は 33 名で、その内訳は司教  
座参事会長 1 名、文書主管 1 名、財務主管 2 名、一般参事会員 17 名で、他に  
司教補佐 11 名、修道参事会長 1 名となっている。前節の総括では“教皇侍祭”  
について、大半は司祭であろうとの推定を述べた。司祭の比率は“教皇副助  
祭”においてさらに高いものと推定される。

○ 第 2 点 また前節では、“教皇侍祭”10 名中で 4 名が“教皇家政構成員”  
であることを確認した。本節では、“教皇副助祭”85 名中の 47 名について“教  
皇礼拝所司祭”の称号が確認された。この事実もまた“教皇副助祭”職の性  
格を考える上で重要な手がかりになろう。

○ 第 3 点 引用 [3] [4] [5] [6] および [8] では、俗界の“複数  
封主制”に相当するような関係が確認された。この関係についてはいずれ別  
稿で、網羅的に検討したい。ここではとりあえず、それが“教皇副助祭”に  
も見受けられることを指摘するだけに留めよう。

○ 第 4 点 引用 [7] のパンドゥルフは、いわゆる“選ばれた司教”の  
段階において、すなわち司教として正式に聖別されるまでの過渡的な期間に  
おいても“教皇副助祭”であった。[7] の②がそれを示している。しかも彼  
は上記の通り事実上の全権大使であり、2ヶ月後には正規の“教皇特使”に  
任命されて枢機脚級の権限を行使する。要するに“教皇副助祭”には、この

ような重要人物も含まれていたということである。

### [III]

“教皇侍祭”にせよ、また“教皇副助祭”にせよ、いずれも『教皇令状簿』の編者の表現によれば“教皇家政の官職”に含まれるものであった。本節ならびに次節の考察対象は、特定の官職の呼称とは見なしえない。しかし『教皇令状簿』の読解のためには、これらの用語の意味をも確認しておく必要があり、本節と次節とをその確認作業に充てた。

#### ◎ Member of the Papal Court — “教皇聖庁構成員”

字義そのままに“教皇聖庁構成員”という訳語を充てた。最初に『教会法事典』の解説に注目しよう。

“(1) La Cour romaine comprend deux parties bien distinctes (2) d'une part la *Curie*, c.-à-d. l'ensemble des organismes destinés à l'administration de l'Église; (3) d'autre part la *Cour* proprement dite, c.-à-d. l'entourage personnel du Souverain pontife. (4) Cette Cour entoure le pape soit dans les cérémonies religieuses solennelles, on l'appelle alors la *Chapelle pontificale*; soit dans le cadre de la vie civile, on l'appelle alors la *Maison* ou *Famille pontificale*. (5) Bien que la composition de chacune ressemble à celle de l'autre, la Chapelle et la Famille pontificales ne se confondent cependant pas. (6) Les *familiers du pape* sont donc tous les membres de sa Maison, c.-à-d. tous ceux à qui il appartient de l'entourer dans le cadre de sa vie civile.”— R. Naz, *Dictionnaire*, V, 810 (sous FAMILIERS DU PAPE).

この解説では“クール”ということばが広狭二義に使われている。まず(1)の“ローマのクール”とは広義のクールである。これは“Cour pontificale”すなわち“教皇のクール”とも呼ばれ、同じ『教会法事典』のその項目によれば、教皇直属の全機関とそれらの勤務者全員とを包括する概念である。こ

の広義のクールは明確に二分される(1)。一方は“Curie : Curia”であり、この“クーリア”とは普遍教会全体の統治機構あるいはそのための各種省庁の総称である(2)。これには一般に“聖庁”という訳語が充てられている。ほかに狭義のクールがあり、教皇自身の側近者の集団がそれである(3)。“聖庁”と区別して“宮廷”と呼んでおこう。

この“宮廷”はさらに二分され、一方は“Cappella pontificia”と呼ばれて宗教儀式の執行において教皇を補佐する。いいかえるとこの“カペラ”は建造物としての“礼拝堂”ではなくて、儀式の場における教皇の側近者の集団であるという。他方は“Familia [Famiglia] pontificia”と呼ばれ、いわゆる“カペラ”とは明確に区別されている。

この“ファミリア”は、教皇自身の“ヴィ=シヴィルの枠内で”教皇を補佐するという(4)。では“ヴィ=シヴィル”とは何か。教皇の“市民生活”であろうか。この文脈ではむしろ“俗的生活”と読んでおきたい。何故か。一方の“カペラ”集団は“宗教儀式において”つまり“靈的生活”の側面において教皇を補佐した。それとの対比でいえば、他方の“ファミリア”集団とは“俗的生活”の側面において教皇を補佐するというべきであろう。文面には“メゾン”とも書かれている。この〈家〉とは“ファミリア”集団にほかならない。教皇の“俗的生活の枠内で”とは、端的に言えば教皇の“家政を維持する上で”という意味であろう。

要するに『教会法事典』はまず“聖庁”と“宮廷”とを区分し、その上で教皇自身の“宮廷”における“生活”を“靈的生活”と“俗的生活”とに区分する。しかも靈的生活では“カペラ”集団が教皇を補佐し、また俗的生活では“ファミリア”集団が側近者集団を構成する。さらに両集団は“構成において類似している”との指摘があり、その類似性にもかかわらず混同されることがないという(5)。最後の(6)は“ファミリア”の解説である。(5)ならば(6)の意味は、次節であらためて検討する。

本節の課題は、この解説にそくしていえば“クーリア”つまり“聖庁”の構成員であり、また次節では“ファミリア”の構成員があつかわれる。

【第3表】 “MEMBER of the Papal Court”

---

Chaddesden, Nicholas de, <archd Lincoln> 1390 (IV-337)
Trevenant, Howel, <i>alias</i> ap David 1390 (IV-338)
Stanton, James, <treasurer Dublin> 1391 (IV-407)
Carleton, Richard, <canon London> 1393 (IV-444)/advocate
Stoucham, Robert 1410 (VI-196)
Forster, John 1411 (VI-191)
Bouquetot, John III, <abbot Saint-Vandrille, France> 1419 (VII-132)/referendary
Spalding, Patrick de, <dean Aberdeen, Scotland> 1422 (VII-242...)/referendary
Macmolinn, John, <dean Derry, Ireland> 1431 (VIII-354)
Oconyr, William, <treasurer Limerick, Ireland> 1434 (VIII-498)
Sutton, Robert, <canon Lincoln> 1435 (VIII-233)/abbr/cubicular
Louthiane, John 1438 (IX-26)
Chapman, Thomas, <treasurer Limerick, Ireland> 1442 (VIII-268)/abbr
Oudencoep, Theoderic de, <canon Utrecht, Holland> 1446 (VIII-310)/abbr
Forstar, Gilbert, <archd Brechin, Scotland> 1462 (XI-456f)/acolyte/chapl

---

『教皇令状簿』からはこの15名が検出された。

- [1] “To Master John Fraunceys, canon of St Mary’s, Southwell, papal writer and *member of the papal household*. Provision of the canonry and prebend of that church……which became void by the death at Rome of Nicholas Chaddesden, *member of the papal court (curialis)*…… (1390)” — *Letters*, IV, 337.

この令状の受給者ジョンは“教皇‘家政’構成員”であって“教皇‘聖庁’構成員”ではない。しかし彼は“教皇‘聖庁’構成員”ニコラスの死亡後に、サザル在俗共住聖堂の参事会員聖職禄を継承した。要するに“家政”構成員の聖職禄が空席になって、それが“聖庁”構成員に与えられており、聖職禄に関しては両者間の流用が可能であったといえよう。なお問題の“教皇‘聖庁’構成員”とは、このニコラスの事例に見られるように“クーリアーリス”の英語訳に準拠している。

- [2] ①……the said treasurership [Dublin], void……by the death of James Stanton, who was a *member of the papal court (curialis)*……

(1391)"— *Ibid.*, p. 407. ②"……by the recent death……of Richard Carleton, advocate of the papal consistory and *curialis*……(1393)"— *Ibid.*, p. 444. ③"……by the death……of Howel Trevenant, *alias* ap David, *member of the papal court*……(1390)"— *Ibid.*, p. 338.

この3件中①では編者によってラテン語が併記され、②ではラテン語だけで書かれている。また③のように英語だけで記載されることもある。②のリチャードは“教皇諮問会議弁護士”の官職を帯びている。この官職については、すでに前稿(上)第5節で解説した。

[3] ①“To John Forster……who is in minor orders only, and is an old *member of the papal court (antiquus curialis existis)*……(1411)"— *Letters*, VI, 191. ②“Provision……of the Benedictine monastery of Saint-Vandrille, in the diocese of Rouen, which, on its voidance and consequent reservation by the death of John [Bouquetot], a *member of the papal court* and referendary of the present pope……(1419)"— *Letters*, VII, 132.

令状①のジョンはいまだに下級品級に留まっているが、古参の“教皇聖庁構成員”であるという。それに対して②の故ジョンは修道院長であり、しかも官職としては“請願検討顧問”であった。この官職は、すでに前稿(上)第6節でふれたように比較的高位の官職である。なお[第3表]には、この故ジョン以外にも“請願検討顧問”1名が記載されている。これら2名については、すでに第6節でも言及した。

[4] “……Robert Sutton, an abbreviator of apostolic letters, an old *member of the pope's court* (1435)"— *Letters*, VIII, 233.

このロバートは“抄録官”であり、しかも“教皇聖庁構成員”である。[第3表]にはほかに2名の“抄録官”が記載されており、これら3名については前稿第8節でも言及している。なお[第3表]の最後のギルバートは“教皇副助祭”でもある。従って彼については前節でも言及された。引用[2]の③がそれである。

ところで[第3表]には、史料文面に“教皇聖庁構成員”と明記されてい

るものだけを収録した。しかし“教皇聖庁構成員”は、『教皇令状簿』の編者によればこれだけに留まらない。まず次のジョンに注目されたい。

- [5] “To John Ixworth……who is priest……has followed the Roman court for some years, and still does so……(1395)”— *Letters*, IV, 500. / “Court, members of (Urban VI) See Stanton \*; (Boniface IX) See Charleton \*; Chaddesden \*; Ixworth; Trevenant \*”— *Ibid.*, p. 642.

前半は令状本文の記録であり、斜線以下は編者による索引の記載事項である。要するに編者はここで、ウルバーヌス6世関係1名とボニファーキウス9世関係4名との合計5名の“教皇聖庁構成員”をあげている。そのうち\*印の4名については文面にそれが明記されているので、一覧表に記載した。問題はこのジョンである。彼は“数年間にわたってローマ聖庁（での任務）に従事し、また現に従事している”という。編者はこれを“教皇聖庁構成員”に関する記述と判断したものと推定されるが、文面にはそのように明記されていない。

- [6] ①“……the archdeaconry of Dorset……void by the death at the apostolic see of Adam [Easton] cardinal priest of St Cecilia's……(1397)”— *Letters*, V, 82. / “Reservation ‘ipso facto’ of benefices void by death of members of the papal court (cardinals, papal chaplains, collectors etc.), 82-85……”— *Ibid.*, p. 808. ②“……the canonry and prebend of Glemethan in Dublin had become and were void by the resignation of the late Thomas Rosell’, an abbreviator of apostolic letters……(1429)”— *Letters*, VIII, 112. / “Reservation ‘ipso facto’ of benefices void by resignation of members of the papal court, 112……”— *Ibid.*, p. 858.

このばあいも斜線以下は、索引の記載事項である。まず令状①のアダムは枢機卿であり、ドーセト司教補佐職を兼任していたが、その死亡によってこの司教補佐職が空席になった。索引の記載は“聖庁構成員の死亡”によって聖職禄が空席になれば、後任者の人事権が教皇自身に留保されることを示している。しかも編者は、この“聖庁構成員”の例示として( )内に“枢機卿・

教皇礼拝所司祭・徴収官など”をあげている。アダムは枢機脚であり、従って彼の死亡は“聖庁構成員の死亡”に該当し、問題の司教補佐職には教皇の留保権が及ぶことになった。同様の事例は、前出 [ 3 ] ②にも見られた。

令状②の故トマスは“抄録官”であり、ダブリン大司教座の参事会員職を辞任したことによってそれが空席になった。索引ではこれを“聖庁構成員の辞任”の事例として処理している。このように“抄録官”もまた“聖庁構成員”であるというのは、前出 [ 4 ] のロバートも同様であった。要するに“聖庁構成員”に関しては、その死亡のみならず辞任もまた“教皇留保”の理由になっている。教皇留保については、本稿第 5 節の末尾であらためて言及される。

次の [ 第 4 表 ] は、このように『教皇令状簿』各巻の事項索引を手がかりとして集約したものである。すなわち『教皇令状簿』には“教皇聖庁構成員”の死亡あるいは辞任に起因する教皇留保の情報が少なくない。その情報に注目し、索引で“教皇聖庁構成員”と書かれているものを身分・役職の呼称にそくして検出した。[ ]内の数字は検出件数を示するもので、同一人物が重複して計上されることもある。

#### 【第 4 表】 “MEMBER of the Papal Court” (その 2)

---

Abbreviator: <11> VI-197; VII-259f; VIII-100, 107, 112, 343, 374f, 376; X-634; XI-24, 456f
Acolyte: <4> X-583, 669; XI-24, 456f
Advocate: <2> IV-444, 509
Auditor: <5> IV-333, 335, 383; V-491; VI-125
Cardinal: <20> IV-89, 133, 207, 255, 335, 343, 384, 385, 401, 465, 469, 482, 505, 536; V-82 bis, 85, 209; VI-166, 365
Chaplain: <31> IV-72, 179, 226, 333, 335, 383; V-267, 331, 491, 367, 463; VI-60, 125, 203, 281, 433; VII-104, 354; VIII-102, 113, 295, 411, 453; IX-2, 50, 75, 97, 124; X-583, 669; XII-351
Collector: <6> IV-64, 420, 468; V-579; VII-286; XII-658
Cubicular: <2> VIII-264, 266
Major-penitentiary: <2> VI-239, 475
Member of the papal household: <2> IX-392; XII-720
Minor-penitentiary: <1> XII-351

Notary: <7> V-491; VII-401, 403; IX-123; XI-209, 210; XII-484

Referendary: <1> IV-335

Sub-collector: <2> V-615; VIII-454

Vice-chancellor: <3> IV-482; VI-232, 475

Writer (letters): <2> VII-295f; IX-392

Writer (penitentiary): <1> VII-93

まず“教皇礼拝所司祭”が31名にのぼり、枢機卿の20名がこれに次いで多い。ほかに“抄録官”が10名を超えた。ここで“教皇礼拝所司祭”31名とは、全員が上記のいわゆる“カペラ”所属であろう。

[7] ①“……void by the said resignation of Gilbert [Forster]…… reserved to the papal gift……because Gilbert was an *acolyte and chaplain of the pope*……(1453)”—— *Letters*, X, 668f. ②“……void by the death of John Pinchon, a *writer and member of the household of the present pope*, and also *abbreviator* of apostolic letters……(1443)”—— *Letters*, IX, 392. ③“……void……by the death of Rory……who was sole *collector* of the papal ‘Camera’ in the city and diocese of Ferns [Ireland]……(1468/9)”—— *Letters*, XII, 658. ④“……void at the apostolic see, and therefore ‘ipso facto’ reserved to the pope, by the death there of Andrew Wyreter [Winter], who was also a continual *commensal member of the the pope’s household* (1469)”—— *Ibid.*, p. 720.

これらもまた事項索引では“教皇聖庁構成員”である。まず①のギルバートは“教皇侍祭”であり“教皇礼拝所司祭”でもあった。②のジョンに関しては“清書官・抄録官”のほかに“教皇‘家政’構成員”の情報がえられた。③の“徴収官”もまた“教皇聖庁構成員”であるという。④のアンドリューにいたっては教皇の“家政”構成員であることしか確認されないが、編者によれば彼もまた“聖庁”構成員であった。

本節冒頭の引用、すなわち『教会法事典』の解説を想起されたい。その文面からすれば“クーリアーリス”と“ファミリアーリス”とは、所属先において峻別されなくてはならない。しかし②のジョンや④のアンドリューの事

例からして、同時に双方の構成員であることも可能であったといえないか。とりわけアンドリュースは、④の文面からして教皇家政の“継続的”な構成員であり、また“食卓をともにする”資格を認められていた。これを字義通りに読めば、彼は“宮廷”に居住して“聖庁”に勤務していたことになる。同様に〔第4表〕の“教皇礼拝所司祭”の相当数が“カペラ”所属であるとすれば、それらはまさに“宮廷”所属であり、その一方で“聖庁”所属でもあるといわざるをえない。

\* \* \* \* \*

本節は“教皇聖庁構成員”に関する情報を〔第3表〕と〔第4表〕との二つの一覧表に集約した。前者は『教皇令状簿』の文面に“教皇聖庁構成員”と明記されているものを収録し、後者は『教皇令状簿』の編者の解釈を前提として集約した。当面の所見を要約しておこう。

○ 第1点 この編者の解釈が正しいとすれば、問題の“教皇聖庁構成員”とは枢機卿から抄録官まで、多種・多様な地位・官職を包括していたことになる。この呼称は、まさに“教皇の聖庁を構成する要員”つまり“聖庁勤務者”全員を包括するものである。従って〔第3表〕も〔第4表〕も、当然のことながらまさに氷山の一角でしかない。

○ 第2点 〔第4表〕の官職や身分の呼称のうちでは、枢機卿や教皇礼拝所司祭を別として、また次節の“教皇家政構成員”を別として、すべて検証を終えている。これまでに列挙した人物について“教皇聖庁構成員”と明記されるのは、むしろ僅少の例外でしかない。聖庁内の各種官職の呼称は、単に名誉称号として与えられることもある。そのようなばあいを別とすれば、呼称それ自体が“教皇聖庁構成員”であることの間接的表現というべきか。明記される事例が少ないのは、官職の呼称だけですでに十分であるからではないか。

○ 第3点 『教会法事典』は“聖庁”と“宮廷”とを区分しているが、その区分はあくまでも組織の上での区分であって、それぞれの構成員が峻別さ

れることを意味しない。現実には“宮廷”所属の“カペラーヌス”や“ファミリアーリス”が“聖庁構成員”として“聖庁”に勤務する事例も確認された。しかも本節で確認された事例は、やはり氷山の一角であろう。

#### [IV]

あらためて前節冒頭の『教会法事典』の解説を想起しよう。その解説では、教皇直属の全機関がまず“聖庁”と“宮廷”とに大きく二別されていた。前節ではこの区分に従って、まず“聖庁”の構成員つまり“クーリアーリス”を検討した。

本節の課題は一方の“宮廷”の構成員であるが、厳密に言えばその構成員の一部である。何故か。同じ『教会法事典』の解説によれば、この“宮廷”の構成員それ自体もまた“カペラーヌス”と“ファミリアーリス”とに二分される。すなわち“教皇礼拝所司祭”と“教皇家政構成員”との区分がそれである。本節ではもっぱら後者が検証され、前者は今後における筆者自身の課題として残される。

なお“教皇家政構成員”の検討は次節にも続く。

#### ◎ Member of the Papal Household —— “教皇家政構成員”

本稿では、字義そのままに“教皇家政構成員”という訳語を充てた。では彼らの任務は何か。“教皇のファミリアーリスとは、教皇の〈家〉構成員全員である。いいかえると彼らの任務は、教皇の‘俗的生活’の枠内において側近者として教皇を補佐することにある。”これもやはり前節冒頭の引用の一部である。

ここで“俗的生活”とは、あらためていうまでもなく“靈的生活”に対比されていた。教皇がその“俗的生活”を維持するというのは、教皇自身の〈家〉経済を維持することつまりその“家政”の維持にほかならない。ファミリアーリスの集団は、まさにこの“家政”の維持の要員として給養された。なお他方のカペラーヌスの本来の任務は、前節でも指摘の通り“靈的生活”の分野

にあった。

【第5表】 “MEMBER of the Papal Household”

《単に “member” であることだけが確認されるもの》

Dolbeara, Walter, <canon Exeter etc.>: 1389 (IV-346, V)

Montecatino, Anthony de: 1400 (IV-309)

Blak, John, <archpriest Verona>: 1401 (V-404...) (ノタリー)

Baldinotis of Pistoia, Anthony de: 1414 (VI-183...)

Susato, Conrad de, <provost St Ciriac's Neuhausen, Germany>: 1418 (VII-5)

Dandulo, Benedict: 1425 (VII-16)

Dandulo, Thomas: 1425 (VII-16)

Home, George: 1450/1 (X-218)

Matheson, Andrew: 1454 (X-260)

Preston, Alexander: 1457 (IX-159)

Clementis, Peter: 1457 (XI-159...)

Hel, Andrew: 1458 (XI-182)

Liberton, Henry: 1458 (XI-184)

Monypeny, Nicholas: 1459 (XII-71)

Guasqueti, John: 1460 (XI-405)

Hatle, Simon: 1461 (XI-594)

Kay, David: 1461 (XI-602)

Rate, Alexander de, <canon Caithness, Scotland>: 1465/6 (XII-485)

Winter, Andrew: 1467 (XII-575)

Keith, Robert: 1471 (XII-798)

Rerik, Gilbert de: 1471 (XII-786)

《ほかの身分・役職も確認されるもの》

Fraunceys, John, <canon Southwell, etc.>: 1388 (IV-269..., V, VI) / abbr / writ

Bothorn, Godfrey: 1396 (IV-536) / writ

Manzimini, John: 1401 (IV-312) / envoy

Bremore, John, <canon London, archd Northampton, Cornwall>: 1411 (VI-251...) / secr

Caputgrassis, Paul de, <archd Ravenna>: 1411 (VI-170...)

/ clerk / coll / cubicular / nunc / writ

Swan, William: 1414 (VI-101) / secr

Ugolinis, James de, <canon Volterra>: 1414 (VI-186, VII) / abbr / nunc / secr / writ

北大文学部紀要

Capranica, Paul de: 1418 (VII-5)/abbr/secr/writ  
 Croyser, William, <archd Teviotdale, Scotland>: 1422 (VII-10..., VIII)  
 /acolyte/notary/nunc  
 Florencia, Poggio de: 1423 (VII-257)/abbr/writ  
 Pinchon, John, <canon Paris>: 1425 (VII-387, IX)/abbr/writ  
 Sulbarn, William: 1426 (VII-17)/writ  
 Fiton, John, <chancellor Salisbury>: 1427 (VII-525)/cubicular  
 FitzHugh, Robert, <bp London>: 1432 (VIII-280)/assistant  
 Turnbule, William, <dean Moray, Scotland>: 1432/3 (VIII-281...)/cubicular/nunc  
 Moleyns, Adam, <canon Lincoln>: 1435 (VIII-218...)/clerk/coll/cubicular/notary  
 Bourdonis, Ralph: 1437 (VIII-650)/writ  
 Georginis, Ugolinus Saluoni de: 1442 (IX-260)/acolyte/writ  
 Montegomere, Adam de, <archd Dunkeld, Scotland>: 1446 (VIII-245)/cubicular  
 Amici, Michael, <canon Tournai, France>: 1448 (X-190)  
 /abbr/coll/nunc/orator/writ  
 Polart, Eymundus: 1450 (X-250)/writ  
 Augeroles, John de: 1451 (X-529 n)/writ  
 Ferrarii, Antonius, <precentor Barcelona>: 1455/6 (XI-31)  
 /abbr/acolyte/chapl/nunc/receiver  
 Lax, John: 1455 (XI-97)/abbr/nunc/secr

☆集 計☆

abbreviator	8	acolyte	3
assistant	1	chaplain	1
clerk	2	collector	3
cubicular	5	envoy	1
notary	2	nuncio	7
orator	1	receiver	1
secretary	5	writer	13

☆集 計☆ (その2) その他の情報による区分

archdeacon	4	archpriest	1
bishop	1	canon	8
chancellor	1	dean	1
precentor	1	prior ( <i>in commendam</i> )	1
provost	1		

---

《俗人》 <s-c> : safe-conduct  
Vayraco, Bertrand de, <donsel>: 1372 (IV-102...) <s-c>  
Bossaco, William de, the elder, <donsel>: 1373 (IV-127) <s-c>  
Murlis, Peter de, <donsel>: 1373 (IV-124...)  
Spinello, Nicholas, <knight, seneshal Provene>: 1373 (IV-126) <s-c>  
Turchi, Bartholomew, <donsel>: 1390 (IV-275)  
Arlam, John, <citizen London>: 1405 (VI-63)  
Statutis, Francis Federici de, <citizon Bologna>: 1412 (VI-172) <s-c>  
Vassalli, Nicholas, <banker, serjeant-at-arms>: 1423 (VII-15) <s-c>  
Genezano, Salvatus de, <esquire> : 1426 (VII-25)  
Ely, John, <serjeant- at-arms>: 1432/3 (VIII-280) <s-c>  
Swan, William: 1435 (VIII-286..., IX)/abbr/secr/writ <s-c>  
Rocha Prioris, Anthony de, <serjeant-at-arms>: 1455(XI-1)

---

前節の引用[7]のパンドゥルフはマージェナ=カルタの序文に“教皇副助祭・教皇家政構成員”と書かれていたが、この一覧表には含まれていない。『教皇令状簿』にその情報がないからである。

[集計]欄の具体的な職種についていえば、清書官がもっとも多く、ほかに抄録官・侍従・秘書官などがまさに家政構成員に含まれている。使節7名に対して徴収官は3名であるが、そのうち2名は重複している。家政構成員が外国へ出張させられている。[集計(その2)]における司教1名については、引用[6]で検討する。参事会長1名のほか文書主管・聖歌隊主管がそれぞれ1名検出され、一般参事会員8名を含めて参事会関係者は11名にのぼる。また司教補佐は4名である。教皇家政構成員の大半は、職階でいえば参事会員級か司教補佐級かに相当するといえよう。いいかえると家政構成員は、概してほかに参事会員級かあるいは司教補佐級かの聖職禄を与えられ、それが給養財源の一部になっていた。

“教皇家政構成員”は聖職者だけに限らず、俗人も12名検出された。そのうち7名は、旅先における“安全通行”の保障の令状つまり旅券発給の令状からその情報がえられた。[第5表]で<s-c>と書かれているのは、そのことを示している。上記の通り家政構成員は教皇の“家政”を離れて出張するこ

とがあり、この俗人の7名もまた出張させられたことによって『教皇令状簿』に痕跡を留めた。

[1] “To Walter Dolbeara, *member of the pope’s household*……with grant, although he is not a *resident member of the said household* (*familiaris et actu commensalis continue……non existis*)……(1389)”——*Letters*, IV, 346.

宛名では“教皇家政構成員”である。しかしラテン語の原文では“家政構成員であるが、実際には常時そこの食卓同席者でない”と書かれている。その意味については後段で検討することとして、ここではそのように記載されていることを確認するだけに留める。

なおラテン語原文の動詞“*existis*”は敬称の二人称であるが、英訳文では三人称で書かれている。これは『教皇令状簿』のみならず、いわゆる“摘録”<sup>1)</sup>形式の史料集の通例である。また“摘録”では、原文の一人称も三人称に置換される。

---

1) ほかに *Calendar of Patent Rolls*, *Calendar of Close Rolls*, *Calendar of Charter Rolls* などの“calendar”類がそれである。

---

[2] ①“To John Blak, archpriest of St John Baptist’s, Quinzano, without the walls of Verona, *member of the pope’s household* (1401)”——*Letters*, V, 404. Cf. also p. 410. ②“John……*member of the household of Boniface IX*, papal notary”——*Ibid.*, p. 644. ③“……the archpriestship of St John Baptist……void by the death of John Blech (*i.e.* Black) of England (1407)”——*Letters*, VI, 114.

ジョンは“教皇家政構成員”であり、②では“起草官”と書かれている。しかしこれは索引の記載であって、本文ではこの官職を確認しえなかった。③によれば、彼はイングランド出身者である。また②の記載の通りであれば、彼は“起草官”の官職をえて、給養財源の一部としてヴェローナ城外の洗礼者ヨハネ聖堂の首席司祭職を与えられたということになるうか。

[3] “To William Croyser, archdeacon of Teviotdale in the church of

Glasgow, a notary of the pope. Reservation and assignment to him (who has this day resigned to the pope the *secular priories* of Grèzes and [de] *Decanatis* without cure in the diocese of Carcassonne [France], provision whereof to John Guasqueti, a *member of the papal household*; who is a valetudianarian, and whom the pope know to have undergone great labours and perils for the defence of ecclesiastical liberty and the papal jurisdiction) of a yearly pension……(1460)”— *Letters*, XI, 405.

ウィリアムは [第5表] に記載の通り “教皇家政構成員” である。この令状それ自体は、彼に年金の配当を指示したものである。( )内の挿入部分によれば、彼は2件の “在俗修道参事会長職”<sup>2)</sup> を占有していたがすでに辞任している。年金は辞任の代償であった。これらの参事会長職には “家政構成員” ジョンが後任として直任されている。ジョンは教会の特権と教皇裁判管轄権との擁護に尽力して過労になり、病弱になっているという。前任者も後任者も家政構成員である。いかえるとこれらの参事会長職は、少なくとも2代にわたって家政構成員の給養財源として利用されたことになる。しかしこれは、必ずしも通例ではない。前節の引用 [1] では “聖序” 構成員ニコラスの聖職禄を彼の死亡後に “家政” 構成員ジョンが継承していた。聖職禄に関しては、両者間に流用も見られた。

---

2) “在俗” と “修道” とは対立概念である。この形容矛盾はどのように理解すべきか。 “To William Croyser……the Augustinian *Priory de Bossia* in the diocese of Lyon, which was granted to him *in commendam* for life……(1451)”— *Letters*, X, 529. これも同じウィリアムに関する記録である。彼については前稿 (中) 第10節でも、また本稿第1節の引用 [2] ①でも触れている。リヨンのこの修道参事会長職を “委託によって” 与えられた。いかえると “委託” があれば在俗聖職者でも修道参事会長職を占有しえた。 “在俗修道参事会長職” とはそのような意味に理解される。なおある聖職が給養財源になるということは、その聖職に固有の収入が給養財源に利用されるということで、それに固有の任務はしかるべき代行者に委任する。詳細については拙稿 「イングランドにおける司教補佐の代行者委任 — 1198年から1471年まで」 上・中・下 (北海道大学『文学部紀要』通巻71・72・73号, 1991/92) 参照。

---

[4] “To Master John Fraunceys……papal writer, and member of the

pope's household. Appointing him, at the petition also of King Richard [III], whose clerk he is, as well as abbreviator of apostolic letters, a *member of the papal household* (1388)" — *Letters*, IV, 269.

前節引用 [1] のジョンには、このような情報も確認される。彼は国王直属聖職者すなわち俗人でいえば国王の直属“封臣”相当の聖職者である。本人と国王との双方からの請願によって“教皇家政構成員”に任命された。

[5] “To William Turnbule, dean of Moray, M.A., *member of the pope's household*……who is a chamberlain of the pope……and the said king's [James I, Scotland] proctor in the Roman court……(1434)” — *Ibid.*, p. 510.

ウィリアムは、まずもって“教皇家政構成員”でありまた教皇の“侍従”の一人である。しかも彼は、ローマ聖庁においてスコットランド国王の代理人の役割を帯びている。要するに彼についても [4] のジョンと同様に、教皇・国王の双方との従属関係が確認される。

[6] “……safe conduct etc.……for Robert [FitzHugh], bishop of London, assistant of the pope, and *member of the pope's household* (assistens et familiaris noster), who proposes to return to Henry [VI], king of England, and his church of London [St Paul's]……(1432)” — *Letters*, VIII, 280.

彼は、この時点ですでにロンドン司教に直任されイタリアで聖別式を終えている。正規の司教について“教皇家政構成員”と明記されている点では、これのほかに類例がない。聖別されるまで“家政構成員”であったという意味に理解すべきか。この記録自体は、ローマ勤務を終えて帰国する際の旅券発給の令状である。帰国して司教座に就いてからも“家政構成員”であり続けたか。その点は不明である。

[7] “(1) To George Home, a canon of Glasgow [Scotland]. (2) Grant ……that the provision of a canonry of Glasgow and another of Dunkeld ……which the pope, ‘*motu proprio*’, made to him…… (3) shall not be prejudiced by the *priority* (4) which the pope *subsequently* granted in the

matter of expectations to *members of his household*, (5) enrolled in a certain book of the apostolic chancery over all persons, etc., (6) but shall take effect as if he were himself one of the said members and enrolled in the said book, etc.(1450/1)" — *Letters*, X, 218.

これは1件の令状であるが、説明の便宜のために細分した。その(4)の最後には、なるほど“彼(教皇)の家政構成員”という文言が見られる。しかしジョージ自身は“教皇家政構成員”ではない。まずその事実を指摘しておこう。

彼はすでにグラスゴウとダンケルドとで参事会員に直任されており、その直任は教皇側からの“発意”によるものであった(2)。この令状は、彼に対する直任が他の聖職者の“優先特権”と競合するばあいを想定したものである。ここで“優先特権”とは、しかるべき聖職禄が将来において空席になるばあいに、それを優先的に取得する権利であり、将来の利益に関する期待権である。いいかえると“優先特権”とは、まさに優先的な“予約”の設定にほかならない。

(4)における“後に”という文言に注目しよう。(3)は彼に対する直任が“後に設定された優先特権”によって侵害されないように、その保障を指示している。要するに彼に対する直任は、別人に対する事後の予約に対抗して有効である。しかもそのばあい競合者が仮に“教皇家政構成員”であっても、ジョージに優先権が認められる。逆にいえば、この令状から家政構成員の一般的優先権の存在が知られる。この事例のように優先権が特別に認可されたときのみ家政構成員に対抗しうるのであって、この特別の認可がなくては家政構成員が優先するということであろう。

なお(5)からは、聖庁尚書院で予約登録者の“帳簿”が作成されていたことが知られる。最後に(6)では、(3)の保障が反復される。彼自身が“あたかも上記の家政構成員であるかのように、また上記の帳簿に登録されているかのように”この直任の貫徹を指示している。家政構成員並みの待遇を保障したということから、やはり家政構成員の一般的優先権がうかがわれる。

[8] “To Nicholas Monypeny, priest, of the diocese of St Andrews [Scotland]……the present pope ‘*motu proprio*’ ordered……The pope

now, 'motu simili' [*i.e.* 'motu proprio'], grants indult to him……that in the obtaining of such benefice or benefices he may enjoy all *preferences* etc. which continual commensal members of the pope's household (but not those described in a certain book of the papal chancery) enjoy (1459)" — *Letters*, XII, 71.

これも基本的に同趣旨の令状である。[7] の "priority" という文言がこの令状では "preferences" と書かれている。それはまた後出の令状では "preferences and privileges" と、さらに "privileges etc. of precedence" と表現されている。いずれも "優先特権" であろう。

このばあいの "優先特権" は "教皇家政構成員が享受する" ものであって、ニコラスは彼らと同等の特権を容認された。問題は ( ) 内の但し書きである。そこでは上記の予約登録の "帳簿" に言及され、しかもそれに登録済みの "優先特権" は除外されている。いいかえると彼は "教皇家政構成員" と同等の特権を許容されるが、その聖職禄についてすでに予約者が存在するときはそれに対抗しえない。( ) 内の但し書きは、そのように読める。

上記の [7] では事後の予約に侵害されないといい、この [8] では事前の予約に対抗しえないという。[7] も事前の予約には対抗しえず、また [8] も事後の予約には侵害されないとしたことであろう。要するに [7] [8] は、同趣旨の令状と読んでおきたい。

[9] "To the same [Alexander Preston], a canon of Glasgow. Grant etc. to him……that in the obtaining of the said canonries and prebends ……he shall enjoy all preferences and privileges etc., notably / those enjoyed by divers old *continuous commensal members of the pope's household* named in certain papal letters……the first named of whom was the late Peter Clementis, as if he [Alexander] were one of them and had been named in the said letters (1457) (……quibus nonnulli antiqui veri familiares nostri continui commensales in quibusdam litteris apostolicis……descripti, et in quibus quondam Petrus Clementis primo loco descriptus fuit……si unus [ex] familiaribus et in dictis

litteris descriptus……)”—— *Letters*, XI, 159.

アレグザンダもまた“教皇家政構成員”ではないが、彼らと同等の“優先権ならびに特権”の享受を保障されている。しかもこの令状では、競合者への予約との前後関係に言及されていない。そのことの意味は、次の引用 [10] との関連で考察しよう。斜線以下の文言については、同頁の脚注からラテン語の原文を引用しておいた。ここでは“帳簿”に言及されていないが、それに相当するものとして“文書”の存在が明記されている。またその文書の筆頭者が故ピータであるといわれ、これによって“家政構成員”ピータの存在が確認された<sup>3)</sup>。

---

3) “To Andrew Hel (*rectius* Bel), a canon of Glasgow……with grant……of the enjoyment of the same privileges in respect of priority etc. ……as the pope granted ……to certain old continual [*sic*] members of his household, among whom the late Peter Clementis had the first place……as if Andrew were himself one of the said old members……(1458)”—— *Ibid.*, p. 182. 故ピータという教皇家政構成員の存在は、これによっても確認される。

---

なおここでは“家政構成員”が“continuous [*sic*]”であるということ、しかも“commensal (< mensa: table)”であるということに注目しておきたい。前者は“継続的構成員”であり、また後者は字義通りにいえば“食卓での同席を許可されている構成員”であろう。これらの形容詞は [8] にも記載されていた。教皇家政構成員はこの双方か、あるいはいずれか一方の形容詞を帯びることが少なくない。故ピータも双方の形容詞を帯びており、しかも上記の“文書”ではそれらを帯びているものの筆頭者であった。

[10] ①“To Robert Kecht [Keith], clerk, of the diocese of St Andrews ……the pope hereby grants, also ‘*motu proprio*’, that……the said Robert may enjoy all the poivileges etc. of precedence which are enjoyed……by divers continual members of the pope’s household / inscribed by his order in a certain book of the papal chancery, as if he were one of them (1470/1)”—— *Ibid.*, p. 799. ②“To Gilbert de Rerik, archdeacon of Glasgow……He therefore, also ‘*motu proprio*’ grants to

the said Gilbert……that he may enjoy all the privileges of priority etc. which are enjoyed by certain continual members of the pope's household / inscribed by order of the pope in a certain book of the apostolic chancery, as if he himself were out of them (1471)" — *Ibid.*, p. 786.

斜線以下の文言に注目しよう。これは [9] のばあいと同様に、別人に予約済みの特権に対しても請求権を与えたものではないか。ロバートもギルバートも“教皇家政構成員”ではなく、また“帳簿”への予約登録もされていない。しかしこれらの令状は、彼らがあたかも現にその構成員であるかのように、また登録済みであるかのように、その双方の条件を充足しているかのように処遇せよという。[7] [8] の2件では、事後の予約に対してのみ優先権を認めた。それに対して [9] [10] は、事前の予約に対してすら優先権を与えている。これら4件の令状は、そのように読めるのではないか。

ところで前出 [1] のウォールタは“家政構成員であったが、実際には常時そこでの食卓同席者でない”と書かれていた。この事例をも考慮すれば、一連の令状受給者に関して次の区分が可能になろう。

- (1) 家政構成員であり、現に家政内に居住するもの
- (2) 家政構成員であるが、家政内には居住しないもの
- (3) 家政構成員ではないが、それと同等の優先特権を与えられるもの

たとえば [9] の故ピータは(1)に該当し、また(2)とは [1] のウォールタがそれである。さらに(3)の事例としては、[8] のニコラスや [10] の2名があげられよう。

いずれにせよ家政構成員だけについても、(1)(2)の2種類が確認された。いいかえると非居住の家政構成員もありえたことからして、この“教皇家政構成員”とはそれ自体が一種の身分呼称であったといえよう。非居住であっても、その身分を持続しえたということである。しかも彼らは、家政構成員であることによって何らかの特権を享受しえた。そのこともまた、それが身分呼称であったとの推定を可能にする。なおこの身分に固有の特権については、詳細が不明である。

[11] ①“……to Bertrand de Vayraco, *donsel*, member of the papal

household……2 gold florins a day and a safe-conduct for him or his envoy……(1372)” — *Letters*, IV, 102. Cf. also pp. 113, 183. ②“To Nicholas Spinello, *knight*, seneschal of Provence, member of the papal household……[safe-conduct] (1373)” — *Ibid.*, p. 126. ③“…… safe-conduct for Francis Federici de Statutis, *citizen* of Bologna, member of the pope’s household, whom the pope is sending to England……(1411)” — *Letters*, VI, 172. ④“……Nicholas Vassalli, the pope’s *banker and serjeant-at-arms*, and member of the pope’s household (*argentarius ac seruiens armorum et familiaris noster*)……(1424)” — *Letters*, VII, 15. ⑤“……Salvatus Genezano [Genazzano], member of the pope’s household, *papal esquire*……(1426/7)” — *Ibid.*, p. 25.

これらは [第5表] で《俗人》として列挙されたものの一部である。①のバートランドの身分は “donsel: donzello (It.) < dominicellus < dominus” であるという。このいわば “小主君” とは騎士に叙任される以前の若者であり、その意味では⑤の “esquire” と共通している。また②のニコラスは、すでに騎士に叙任されている。③のフランシスは “市民” である。さらに④のニコラスは教皇の “銀行家” であり、しかも “武装勤務者” である。聖庁財務院の副長官のもとに銀行家が配置されていることは、すでに前稿 (上) 第3節で述べている。

[12] ①“……Master William Swan, papal *secretary* and member of the pope’s household……(1414)” — *Letters*, VI, 101. ②“To Master W. Swan, licentiate of civil law, papal *writer* and member of the pope’s household, and Joan his wife……(1431)” — *Letters*, VIII, 389. ③“To Master W. Swan……and Joan his wife……their *manors and possessions*……themselves and their *children* and household servants……(1431)” — *Ibid.*, p. 571. ④“To Master W. Swan……and Joan his wife……the said W., who is also an *abbreviator* of papal letters……(1431)” — *Ibid.*, p. 479. ⑤“To Joan Swan of Southflete……noblewoman, damsel……Indult to her, who is a daughter (*filia*) of Master W. Swan……a papal

writer and member of the pope's household……(12 May 1442)"——*Letters*, IX, 314. "To Master Ugolinus Saluoni de Georginis, *clerk*, of Jesi [Italy], doctor of canon law, writer and member of the pope's household. Collation and provision to him, who is also an *acolyte* of the pope, of the office of a writer of apostolic letters, which has become void by the recent *resignation*……of William Swan(20 April 1442)"——*Ibid.*, p. 260.

この人物は、すでに前稿(中)の第7節・第8節でも言及されている。秘書官・清書官・抄録官を歴任し、しかも“教皇家政構成員”でもある。彼は②③④から知られるように妻帯者であり、また③で子供等に、さらに⑤では娘に言及されている。俗人であることからして、聖職者ではなくて“マナ”や“占有地”に関する記載が見られる③。⑤ではなおも“清書官”であるが、⑥によればすでにその職に関して“辞職”していることがわかる。彼は俗人であるが、ローマ法の教授資格取得者であった。後任の清書官ウゴリーヌスは聖職者であり、また教会法博士でしかも“教皇侍祭”であった。俗人の後任者が必ずしも俗人でないという事実に注目しておきたい。

[13] ①“Provision to John, son of Octavian de Brunforte, [knight], of the pope's household, canon of Lichfield, of the canonry and prebend of Lichfield, and archdeaconry of Stafford, void by the death of Master Rayner de Vichio, papal chaplain, with dispensation to him as being about twelve years old, and having only the first tonsure; he is to receive other orders at the proper age (1301)"——*Letters*, I, 596. Cf. also *Letters*, II, 76. ②“……Gregory de Londoniis, layman, gold embroiderer, of the pope's household……(1263)"——*Letters*, I, 404.

これらは、いずれも『教皇令状簿』第1巻からの引用である。[第5表]の“教皇家政構成員”は、すべて第4巻以降から検出されていた。双方の斜体字の文言に注目しよう。“教皇家政の”とあるだけで“構成員”が明記されていない。これを“教皇家政構成員”と見なすべきか否か。ここでは断定を保留せざるをえないが、ジョンもグレゴリも“教皇家政所属”であること自体に変わり

がない。

ジョンは、リチフィールド司教座の参事会員聖職禄とスタファド司教補佐職とに直任された。これらの高位聖職は、教皇礼拝所司祭レイナの死亡によって空席になったものである。ジョンはほぼ12歳であり、最初の剃髪式を受けて聖職者身分を取得している。しかし高位聖職を占有するには、相応の品級を取得していない。しかるべき年齢にしかるべき品級を取得することを条件として、高位聖職の占有について特別な認可が与えられた。

グレゴリは俗人で、金の刺繍の職人である。[第5表]には、俗人の“教皇家政構成員”も列挙されている。従って俗人グレゴリが“教皇家政所屬”であっても、特に不自然ではない。

『教皇令状簿』に“教皇家政構成員”が明記されるのは、なるほど第4巻以降である。しかしそのことは、それ以前に“教皇家政構成員”が存在しないということの意味しない。第1巻のこの2名は、第4巻以降の“教皇家政構成員”と完全に同質であるか否か。その点は不明である。しかし名称はともあれ事実上の家政構成員は、教皇家政の出現とともに古い歴史をもっているに相違ない。

ここでいささか異質の令状にも言及しておこう。

[14] “(1) To Laurence de Ybstok……rector of Barwell. Confirmation of his presentation and his institution by John [Buckingham], bishop of Lincoln, to the church of Barwell……(2) void by the death of William de Oulecotes, (3) a doubt having arisen whether it was not reserved to the pope: (4) provided that the said William was not a member of the pope's household……(1369)” — *Letters*, IV, 78.

ローレンスはリンカン司教ジョンからバーウェル聖堂区聖堂の司祭職に推薦され、同司教からその司祭職の委嘱を受けた。この令状は、その推薦・委嘱を教皇が追認したものである(1)。問題の司祭職は、ウィリアムの死亡によって空席になっていた(2)。

では何故この追認令状が発給されたか、令状はある疑惑に言及している。その疑惑とは、問題の司祭職の後任者に関してリンカン司教が人事権を行使

したことに對する疑惑である(3)。しかし結果としては、この疑惑が否定され司教の処置が追認されている。この追認は“故ウィリアムが‘教皇家政構成員’でなかった”ことを前提条件としてなされている(4)。

この(4)の文言はどのように解釈すべきか。その解釈は次節で述べることとして、ここではこのような記録の存在を指摘した上で、次の事実を確認するだけに留める。ある空席の聖職禄に関して前任者が“家政構成員”であれば、後任者の人事権は教皇のもとに留保された、ということがそれである。前節では“聖庁構成員”の聖職禄に関する教皇留保を確認した。本節では“家政構成員”にも同様の留保が確認された。

最後に“教皇家政構成員”と“教皇礼拝所司祭”との関係に言及しておきたい。

[15] ①“To Antonius Ferrarii, precentor of Barcelona, nuncio of the pope……who is also a *continual commensal member of the pope’s household*, and whom the pope [Calixtus III] is at present sending……to the provinces of……[Germany]……(1455/6)”—— *Letters*, XI, 31. ②“To Anthony [*sic*] Ferrarii, a canon of Seville, an acolyte and *chaplain of the pope* [Pius II]……(who was sent by Calixtus III as nuncio and receiver-general to the parts of Germany……who is……an ‘abbreviator’ of apostolic letters, and is a *continual commensal member of the household of Rodrigo*, cardinal deacon of St Nicholas’s……vice-chancellor of the Roman court……(1458/9)”—— *Ibid.*, p. 387.

アントーニウスは①において“教皇家政構成員”であり、また②においては“教皇礼拝所司祭”である。この双方の身分呼称が確認される点で、彼は[第5表]における唯一の例外である。要するに双方の身分呼称は、同一人物について検出されることも皆無でない。しかしその彼にしても②の時点では枢機卿の“家政構成員”であり、もはや“教皇家政構成員”とは書かれていない。いいかえると『教皇令状簿』に関する限り、双方の同時両立の事例は皆無であった。

あらためて前節冒頭の引用を想起しよう。『教会法事典』における“教皇家

政構成員”の項目がそれである。そこでは“カペラ”集団と“ファミリア”集団との構成上の類似性が指摘され、その上でこの類似性にもかかわらず両者は混同されることがないという。両者の“構成が類似している”とはどのようなことか。また“混同されることがない”とはどのようなことか。『教会法事典』の解説は過度に抽象的で、詳細は不明である。

“カペラーヌス”と“ファミリアーリス”との同時両立は、なるほど事例によって検証されない。“混同されることがない”とはそのことを述べているのか。しかし現時点でそれを断定するのは、まさに“沈黙からの論断”になろう。単に両立の事例が発見されないというだけでは、両立が原理的に排除されていたことの十分な論拠とはいいがたく、当面は断定を保留しておきたい。

\* \* \* \* \*

教皇直属の全機関が“聖庁”と“宮廷”とに大きく二別されること、しかも後者すなわち“宮廷”の構成員それ自体もまた“カペラーヌス”と“ファミリアーリス”とに、つまり“教皇礼拝所司祭”と“教皇家政構成員”とに二分されることは、すでに再三にわたって述べた。本節はその両者のうちで“教皇家政構成員”を考察の対象とした。彼らの任務は、教皇の“家政”の維持に貢献することにあつた。なお“教皇礼拝所司祭”が同時に“教皇家政構成員”でもあるという事例は、少なくとも『教皇令状簿』に関する限り1件も発見されない。検証の結果は次の諸点に要約されよう。

○ 第1点 “教皇家政構成員”とはもとより包括的総称であつて、それは多様な職種の従事者を含んでいた。『教皇令状簿』からは清書官がもっとも多く検出されており、ほかに抄録官や侍従・秘書官なども確認された。これらはまさに“家政”維持の実務担当者であろうか。なお[第5表]の[集計]に現れた数字は単なる検出件数に過ぎず、それぞれの職種の定員を推定させるものではありえない。

○ 第2点 また彼らの任務は“家政”の内部に限定されることなく、必

要に応じて使節あるいは徴収官として“家政”を離れて外国へ出張させられている。家政構成員とは、腹心集団の構成員と同義であろう。腹心のうちから使節が起用されるというのは、極めて自然である。

○ 第3点 次に職階に注目しよう。[集計(その2)]には、司教が1名だけ記載されている。しかしこれはむしろ異例であり、しかも引用[6]で述べたようにこの司教が司教就任以後にも依然として“教皇家政構成員”であり続けたか否か、その点は不明である。むしろ職階においては、大半が参事会員級あるいは司教補佐級かと推定された。

○ 第4点 “教皇家政構成員”は令状の文面において二つの形容詞を帯びることが少なくない。家政の“継続的構成員”であること、また“食卓での同席を許可されている構成員”であることを示す形容詞がそれである。その一方では、継続的な食卓同席者でないことが明記される事例もあった。引用[1]のウォールタがそれである。要するに“教皇家政構成員”には家政内居住者と非居住者とがありえた。

○ 第5点 非居住がありえたということは、たとえば上記の使節のように家政を離れたときにも、“教皇家政構成員”に固有の特権が存続したことを示唆する。彼らがどのような特権を享受したか。『教皇令状簿』では、その詳細が不明である。ほかに[7]から[10]までの引用によって、“教皇家政構成員”に“優先特権”が確認された。それは聖職禄の取得に関する“優先特権”であるが、ほかに何らかの特権があったものと推定される。たとえば上記の“食卓での同席を許可されている”ということ自体が特権の一端を象徴的に示唆していないか。

○ 第6点 引用[4]および[5]では、俗界における複数封主制と類似の従属関係が確認された。国王の“封臣”相当の直属聖職者が“教皇家政構成員”に任命されている。その任命によって何らかの特権を容認されたものと推定されるが、やはり詳細は不明である。

○ 第7点 引用[13]から[16]までにおいて、教皇のいわゆる“留保権”に言及されていた。各種聖職に関する後任者人事権の留保がそれである。前節では、教皇の“聖庁構成員”に関する留保権を確認した。本節では

また“家政構成員”についても、同種の留保権が確認された。

○ 第8点 聖職者のみならず、俗人の“教皇家政構成員”も確認された。しかし双方の身分特権の共通点・相違点などについては、一切が不明である。[第5表]では聖庁財務院の“銀行家”が1名、ロンドン・ボローニャの“市民”がそれぞれ1名となっており、ほかの大半が警備担当者であろう。“市民”とは御用商人か、あるいは金融業者であろうか。

“教皇家政構成員”の検討は、次節に続く。

## [V]

“教皇家政構成員”の検討を継続しよう。本節の課題は、前節の引用 [14] の延長線上にある。その引用ではバーウェル聖堂区司祭職の後任者の人事権に関して、ある疑惑が提起されていた。人事権がリンカン司教にあるか、あるいは教皇のもとに留保されているかという疑惑である。結果としては、司教の人事権行使が追認された。

問題は、その追認の前提条件である。令状の末尾では前任者ウィリアムが“教皇家政構成員”でなかったことが確認され、それを前提条件として追認がなされた。逆に彼が“教皇家政構成員”であったとすれば、追認の対象になりえないということであろうか。本節ではそのような前提条件の意味について検討し、そこから逆に“教皇家政構成員”の性格の一面をさぐる。

『教皇令状簿』第4巻では、その事項索引に“Doubtful Reservations”という項目がある。いわば“疑わしい留保(聖職禄)”であり、上記の引用 [14] もその一例として扱われていた。しかもこの“疑わしい留保”なるものは第4巻に集中して見られるもので、第4巻以外ではその類例が乏しい<sup>1)</sup>。第4巻への集中の理由は不明であるが、まずその最初の事例から検討しよう。

---

1) ①“To John Haget, canon of Exeter. Grant to him—to whom the pope has recently made provision of canonries……with the ‘anteferri’ clause; and who fears

that, on account of the multitude of expectants with the like clause, his letters may have no effect or may do so very late……(1399)”—— *Letters*, V, 247f. ②“To Roger White, priest, of the diocese of York. Grant to him — ……to whom the pope made provision, with the ‘antefferri’ clause, of a canonry with expectation of a prebend…… and who *doubts whether*, by reason of the multitude of expectants with the same clause, any of his said letters will within a brief space prove fruitful — that no one, of whatever dignity, cardinals and resident members of the pope’s household alone excepted, shall be preferred to him……(1400)”—— *Ibid.*, pp. 338f. ③“To John Tecka, priest, of the diocese of Exeter. Grant that his acceptance and the provision — made to him…… — of the perpetual vicarage of St Goronus’s in the diocese of Exeter, in the gift of the bishop……on its voidance by the death of John Noe, shall hold good from the present date, *provided that* Noe was not a member of the pope’s household, that Tecka was not intruded, and that the vicarage was due to him in turn; as though it had not become void otherwise than by Noe’s death, and as though its collation had not lapsed by the Lateran statutes to the apostolic see, and had not been specially reserved (1403)”—— *Ibid.*, pp. 583f. Cf. also pp. 297, 339, 517, 518. これらの類例は、いずれも第5巻からの引用である。それぞれの斜体字の文言は、以下の一連の令状にも見受けられる。①の “fears that……” は [3] の①に、また②の “doubts whether……” は [3] の②以降の令状に、さらに③の “provided that……” の条件節は [4] および [7] に見られる。ほかに③では第4ラテラーノ公会議の教皇令に言及されているが、同様の言及は [6] にも見られる。

[1] ①“To Richard de Retford, rector of Stretton [Sturton]……in the diocese of York. Confirmation of the collation made to him of the said church, which he obtained by the authority of the ordinary [the archbishop of York]……*a doubt* having arisen whether Stretton was reserved to the pope (1363)”—— *Letters*, IV, 31. ②“To John de Castro, vicar of Neueton Glandole, in the diocese of Durham. Confirmation of his institution by the ordinary to the said vicarage……*a doubt* having arisen whether the collation of the said vicarage did not belong to the pope (1363)”—— *Ibid.*, p. 33. ③“To David Bossher, Augustinian prior of St Catherine’s Waterford. Confirmation of his election to the said priory……*a doubt* having arisen whether it was not reserved to the pope (1364)”—— *Ibid.*, p. 36.

これらは“疑わしい留保”に関する令状のうちでも、比較的単純な事例である。まず令状①ではヨーク大司教がリチャードを聖堂区司祭職に任命し、②ではダラム司教がジョンに司祭代理職を委任した。また③では、修道参事会において参事会長の選挙が実施されてデイヴィドが選出されている。

斜体字の不定冠詞に注目しよう。“ある疑惑”というだけで、だれからの疑惑であるか明記されていない。前節の引用 [14] でも同様であった。第三者からの疑惑であろうか。あるいは令状の受益者本人からの疑惑であろうか。いずれとも判然としないが、おそらく本人からの疑惑であろう。推定の根拠は後述する。ともあれ結果としてはリチャードやジョンの占有権が追認され、また聖カタリーナ修道参事会の選挙の適法性も追認された。

[ 2 ] “To John called ‘Stalpy’……rector of Fethirkern, in the diocese of St Andrews. Confirmation of his collation to and acceptance of the said church……on its voidance by the resignation of Bertrand Carreti. The resignation was made to John de Pebelis, treasurer of Glasgow, deputed by William, bishop of St Andrews, and a doubt has arisen whether, inasmuch as Bertrand was *papal collector*, the said church was not reserved to the pope (1367)” — *Ibid.*, p 64. Cf. also pp. 31-4, 56, 61, 63, 69, 76, 78, 79.

このばあいには疑惑の根拠が明記されている。問題の聖堂区司祭職の前任者バートランドが聖庁財務院の徴収官であったこと、つまり“聖庁構成員”であったことがそれである。前任者が聖庁構成員であれば、後任者の人事権は後述の規定によって教皇のもとに留保されるはずである。

では後任者ジョンSの任命者はだれか。文面によれば、グラスゴウ司教座参事会の財務主管ジョンPが聖アンドルーズ司教から委任されて前任者の辞任を受理したという。辞任の受理者は明記されているが、後任者ジョンSの任命者には言及されていない。そのことは逆に、受理者と任命者とが同一であることを示唆しているといえないか。この推定の通りであれば、教皇留保の聖職禄に対して聖アンドルーズ司教が人事権を行使したことになる。いずれにせよジョンSの占有権は、教皇から追認されている。司教による人事

権行使それ自体が教皇からの指示によったものか。

なお『教皇令状簿』第4巻の“疑わしい留保”なるものは、すべて令状本文で追認されている。逆にいえば、追認されないときには令状が発給されず、従って『教皇令状簿』に残りえないということか。

- [3] ①“To Philip de Valle, archdeacon of Ardfert. Confirmation of the collation of the archdeaconry, made to him by John, bishop of Ardfert……as he [Philip] *fears that* it was reserved to the pope (1363)” — *Ibid.*, p 34. ②“To William de Etale, treasurer of Glasgow. Confirmation to him of that office, which he obtained from bishop Walter ……and now [William] *doubts whether* it was not reserved to the pope (1371)” — *Ibid.*, p. 167.

令状①では“フィリップが懸念し”ており、②では“ウィリアムが疑っ”ている。すなわちこの2例においては、受益者本人が疑惑を提起している。この“本人の疑惑”とは何か。文面によれば、占有権の適法性について、形式上では占有者本人が自発的に不利な疑惑を申し立てたことになっている。

その意図は何か。不利な疑惑が否定されて追認の令状を取得しておけば、後に第三者から適法性を疑われることがあっても、その第三者に対抗しえよう。疑惑=追認の手続きには、そのような意図が推定される。要するにこの種の“疑惑”とは字義通りの疑惑すなわち半信半疑の疑惑ではなくて、むしろ占有権の安全確保のための確認手続きであろう。あるいはこのような“疑惑”の申し立てとは、それ自体が追認申請の手続きであったといえないか。

なお“本人の疑惑”は、その令状の収録件数において上記の“ある疑惑”をはるかに超えている。しかも“ある疑惑”それ自体のうちでは、明白に“第三者の疑惑”と見なすべき事例が皆無である。そのことからして当面の推定を述べるならば、令状文面の“ある疑惑”なるもののすべてか、あるいは少なくとも大半が“本人の疑惑”ではないか。前段落の末尾で推定を述べたように、仮に“疑惑”の申し立てそれ自体が追認申請手続きであるとすれば、一方の“第三者の疑惑”の可能性が希薄になる。

- [4] ①“(1) Whereas William de Camera, canon and prebendary of

Moffet [Moffat] in Glasgow, and William Lang, rector of Erol, in the diocese of St Andrews, resigned their benefices in order to exchange them, (2) which they did by authority of Matthew bishop of Glasgow; (3) but as Lang *doubts* whether the provision so made to him is good, (4) seeing that William de Camera was then a member of the papal household, the pope is prayed to confirm the same, (5) notwithstanding that he has the rectory of Turref [Turriff], value 100*l.* old sterling, and the hospital of Rossey in the same, value of the canonry and prebend is 30*l.* old sterling. (6) *Granted and expedited as above* [Peniscola, in the diocese of Tortosa, 15 Kal. Oct. an. 18.](1412)"— *Calendar of Entries in the Papal Registers, relating to Great Britain and Ireland, Petitions to the the Pope*, vol. 1, A.D. 1342-1419, p. 598. ②“(7) Henry, bishop of St Andrews. (8) Whereas the canonry and prebend of Boney [Boyndie] in Aberdeen, value 20 marks, void by the resignation of William de Camera, were given by the ordinary to his nephew, George de Newton, M.A., of knightly origin, who has held them for six years, (9) the pope is prayed to confirm the collation, (10) which is *impugned* on the ground that William is a member of the pope's household. *Granted. Peniscola, in the diocese of Tortosa. 10 Kal. Dec. an. 20. (1413)*"— *Ibid.*, p. 601.

出典は『教皇令状簿』ではなくて『对教皇請願簿』の第1巻であり、前稿の第1節はこれを典拠としていた。本稿関連の記録としては、とりあえずこの2件を引用しておきたい。先に請願①に注目しよう。請願者は聖アンドルーズ司教ヘンリであり(7)、請願理由がそれに続いている(8)。それに対して請願①では請願者が明記されず、請願理由から記載されている(1)~(3)。請願者は疑惑の提起者ウィリアムL本人であろう。

請願①の請願理由としては、まずウィリアムCとウィリアムLとの間における聖職禄の交換に言及されている(1)。交換に先だって両者はそれぞれの聖職禄をグラスゴウ司教に返上し、同司教からそれぞれの新聖職禄を取得した(2)。ウィリアムLから疑惑が表明された。新聖職禄としてモファットの参事

会員聖職禄を同司教から取得したことについて、その適法性に関する疑惑がそれである(3)。前任者ウィリアムCは、それを返上した時点で“教皇家政構成員”であったという。ウィリアムLの疑惑の根拠はその点にある。彼はその疑惑を述べた上で追認を請願した(4)。彼はほかに聖堂区司祭職と施療院の院長職とを占有しており、また新聖職禄の年収額が30ポンドであることを申告している(5)。最後の斜体字の文言は、請願が受理されて追認令状が交付されたことの追記である(6)。

請願②の請願者は、上記の通り司教ヘンリである(7)。ウィリアムCは、この請願でも言及されている。彼がボインディの参事会員聖職禄を返上したことによって、司教が甥ジョージを後継者に任命した。ジョージはそれを占有してすでに6年に及んでいる(8)。その任命に関して司教から追認の請願があった(9)。前任者ウィリアムCが“教皇家政構成員”であることを根拠として、司教による任命の適法性に関して“疑惑がもたれた”ということである(10)。疑惑はおそらく任命者としての司教あるいは現占有者ジョージの側から提起されたものであろう。このばあいもやはり、第三者からの疑惑とはおもわれぬ。『対教皇請願簿』からの引用は以上に留めるが、これらもまた疑惑=追認手続きの一端を例証している。しかも“教皇家政構成員”の身分に言及しているものとしては、ほかに類例がない<sup>2)</sup>。

---

2) これらの請願はいずれも対立教皇ベネディクトゥス13世から追認され、令状はスペインのベニスコラ騎士修道会の要塞つまり同教皇の拠点で発給されている。前者の発給日は、在位18年目の10月1日の15日前(1412年9月17日)であり、後者は在位20年目の12月1日の10日前(1413年11月22日)である。なお彼の在位年は1394年9月28日から起算される。

---

[5] “(1) To the official of Whitehern [Whitehern, Scotland] (2) Mandate, on petition of David, king of Scotland, on behalf of his secretary, Duncan Petit, of Glasgow, to confirm to the said Duncan……the archdeaconry of Whitehern, (3) void by the death of Patrick Macdonel, (4) *provided that the said Patrick was not a member of the papal household.* (5) Duncan, having obtained it by provision of Adam, bishop of White-

hern, doubts whether it was not reserved to the pope (1369)" — *Letters*, IV, 82.

この令状は受益者ダンカン本人ではなくて、フワイトホーン司教座の首席判事の宛名になっている(1)。令状は、国王デイヴィドからの請願に基づいて発給された。国王秘書官ダンカンがフワイトホーン司教補佐職を占有することについて、その追認を指示している(2)。この事例では教皇自身が追認せず、現地の首席判事に追認させる形式になっている。司教補佐職の前任者はパトリックであり、その死亡によって司教アダムがダンカンを後継者に任命した(3)(5)。疑惑は、このばあいにも受益者ダンカン本人から提起されている。やはり安全のための追認申請であろう。

問題は、(4)すなわち前提条件の記載である。人名を別とすれば前節の引用[14]にもこれと完全に同じ文言があった。追認の条件は、前任者が“教皇家政構成員”でなかったことである。この条件は何を意味するか、あるいはその条件から何が知られるか。上記の通り本節の課題は、まさにそれを検討することにある。

なお“疑わしい留保”は、令状の文言によって2種類に、すなわち前提条件の文言を含むか否かで2種類に大別される。上記の[1]から[3]までの引用には、その文言が欠けていた。それに対して[5]以降は、すべてその文言を含んでいる。しかもその条件としては、例外なく“教皇家政構成員”であったか否かが問われ、ほかの身分や資格要件を問う事例が皆無であった。何故か。理由は不明であるが、ここではとりあえずその事実だけを指摘しておきたい。

[6] “To John Wylioth……*Grant to hold*……his canonry of London and prebend of Ruggemere [Rugmere] in the same……which he obtained *during the lifetime of Urban V* (1362-70), on their voidance by the death of John de Schingham, under a provision made to him by that pope of a canonry of London with expectation of a prebend. J. [Wylioth] doubts whether his prebend of Ruggemere was not, at the time of his accepting it, specially reserved to the pope. / The *grant* is subject to

the *usual* condition that J. de Schingham was not a member of the papal household (1371)" — *Ibid.*, p. 162.

この令状の“grant”は、ほかの令状の“confirmation”と同義であろう。ジョンWはロンドン司教座で現に参事会員聖職禄を占有しており、その占有権に関して追認を受けた。聖職禄の前任者はジョンSであり、その死亡に伴ってジョンWが前教皇から後任者に直任されている。ジョンWは以前からロンドン司教座の参事会員候補者として指名されていたが、いわば空席予約の状態にあった。これを時間の順序に置き換えるならば、空席予約→前任者死亡→後任者直任→追認申請→追認となろう。

疑惑は、ジョンW自身から提起されている。安全のための追認申請であろう。このばあいもまた故ジョンSが“教皇家政構成員”でなかったことを条件として、追認がなされた。ここでは斜線以下の条件に“通常の”という形容詞が付記されていることに注目しておきたい<sup>3)</sup>。

---

3) ①“The confirmation is *subject* to the condition that Nicholas was not a member of the papal household (1372)” — *Ibid.*, p. 172. ②“The confirmation is *to be subject* to the condition that William was not a member of the papal household (1372)” — *Ibid.*, p. 174. ここに2例だけを引用したが、前提条件に“通常の”という形容詞が付記されていないこともある。しかしその形容詞の有無が意味を左右するとはおもわれな。またこの2例における斜体字の文言の相違も、意味の相違を示すものではなからう。Cf. also pp. 173, 187, 189, 195, 213, 222b, 226.

---

[7] ①“……Richard now doubting whether they were not reserved to the pope, or lapsed by the statutes of the [Fourth General] Lateran Council. The confirmation is subject to the condition that……(1372)” — *Ibid.*, p. 173. ②“……[Andrew] doubts (1) whether it was not reserved to the pope, or (2) whether it was not void by the unlawful possession of one of his predecessors, or (3) by the constitution of John XII, beginning *Execrabilis*, (4) or in some other way than in that stated, or (5) whether it was not lapsed to the pope by the statutes of the [Fourth General] Lateran Council……The Confirmation is subject to

the usual condition that Brice was not a member of the papal household (1375)" — *Ibid.*, p. 207. Cf. also pp. 175, 177, 180, 181, 185–88, 190, 194, 197, 198, 207, 208, 212, 222, 224, 226.

引用は、いわゆる“疑惑”の文言以下だけに限定した。令状①では、まず問題の聖職禄が教皇の裁量権のもとに留保されていたか否かが問われた。また第4ラテラーノ公会議の教皇令によって、その聖職禄が教皇のもとに帰属していたか否かも問われている。一方の令状②では、(1)および(5)の2項目が令状①と共通しており、ほかにも点検項目が追加されている。まず歴代占有者のうちに不法占有者が存在したか否かが問われた(2)。またヨハネス22世の教皇令“エクセクラービリス”<sup>4)</sup>の規定に抵触していたか否か(3)、さらに同教皇令以外の規定に抵触していたか否か(4)の点検も要請されている。要するにこの受益者は、5項目にわたって点検・確認を求めたことになる。

---

4) この教皇令については、いずれ別稿で検討したい。

---

なお“通常の”という形容詞は、②の末尾にも付記されている<sup>5)</sup>。このばあいにも追認は、前任者が“教皇家政構成員”でないことを前提条件としていた。しかもそれが“通常の”条件であるといわれるのは、この条件それ自体が当時の法慣行において異例ではなく、まさに一般的条件・合規範的条件とされていたからではないか。

---

5) ①“……with the usual ‘antefferri’ clause as against all, except cardinals and members of the pope’s household, expecting similar benefices (1399)” — *Letters*, V, 185. Cf. also p. 190. ②“Mandate, with the usual ‘antefferri’ clause, to collate and assign to Augustine Macbradaich……priest, procurator of letters of the papal penitentiary, the archdeaconry of Elphin……(1404)” — *Ibid.*, p. 580. これら2例における“アンテフェリ一条項”とは、競合者に対する優先権の条項であろう。①の事例にそくしていえば、枢機卿・教皇家政構成員を別としてほかのすべての競合者に対する優先権であろう。この条項は本節の前出注1)の①②にも見受けられるが、前出の事例においては“通常の”という形容詞が欠けていた。しかしこの条項もまたその形容詞の有無にかかわらず、おそらく当時の法慣行において“通常の”条項であろう。同種の優先権については、前節でも別な文脈において言及している。

さらに2件の令状を引用しよう。これら2件はいずれも“教皇礼拝所司祭”と“教皇家政構成員”との双方に言及しており、本節の課題からすれば、その点においてとりわけ重要である。

[8] “To John Martin, rector of Tenby, in the diocese of St Davids. Confirmation to him……of the above church [of Tenby], which he obtained by provision of the present pope on its voidance by the death at the Roman court of John Parchemin, and which had been *previously* reserved to the pope. / The confirmation is made notwithstanding that John[Parchemin] was a *papal chaplain*, of which no mention was made in the letters of provision; provided that he was not otherwise a member of the papal household (1375)” — *Letters*, IV, 213.

ジョンMはすでにテンビの聖堂区司祭職を占有しており、この令状によってその占有権を追認された。前任者はジョンPであり、ローマ聖庁内で死亡している。この司祭職は、聖庁内死亡者に関する後述の規定からして教皇のもとに留保されていた。

この事例では、教皇が教皇留保の聖職禄に関して直任権を行使したのであって、そのこと自体には問題がない。しかしこの令状はほかの同種の令状と異なって、いわゆる“疑惑”に関する明示的な言及を欠いている。前任者ジョンPは“礼拝所司祭”であったが、その事実は後任者ジョンMの直任令状に明記されていなかったという。直任令状は、前任者の身分を承知の上で発給されたか否か。文面によれば、ジョンMはその点に関して疑惑=追認の令状発給を申請したことになっている。

結果としては、前任者の“礼拝所司祭”の身分が後任者ジョンMの占有継続にとって支障になっていない。ではこの事例においても、前任者が“家政構成員”であれば追認が不可になるろうか。家政構成員と聖庁内死亡者とは、手続きが異なるということか。あるいは聖庁内死亡者として処理したことの適否の確認を求めたものか。いずれせよ“礼拝所司祭”であったこと自体は、追認の支障になっていない。

なおこの令状では“The confirmation is made……provided that……”

と書かれているが、これはほかの令状における “The confirmation is subject to the [usual] condition that……” あるいは “The confirmation is to be subject to the [usual] condition that……” という文言と基本的に同義であろう。ラテン語原文でどのように書かれていたか。その点については、筆者に確認の術がない。

[9] “To the dean of Dunkeld. *Mandate……to confirm* to Thomas de Cardeny……his canonry of Dunkeld and prebend of Forworth, which he obtained by provision of bishop Michael [de Monymusk] upon the resignation of David Marre, and now doubts whether they were not reserved to the pope, David having been at the time, as is asserted, a *papal chaplain*. / The confirmation is to be subject to the condition that David was not otherwise a member of the papal household (1376)”  
— *Ibid.*, p. 226.

この令状はダンケルド司教座参事会長に宛てたもので、トマスの参事会員聖職禄に関してその占有権の追認を指示している。これは教皇自身の追認ではなくて、現地関係者に追認を指示する形式になっており、その点で引用[5]と共通している<sup>6)</sup>。

---

6) 追認にはたとえば[8]のように “Confirmatin……” の形式があり、またこの[9]のように “Mandate……to confirm” の形式もある。双方にどのような相違があるか。『教皇令状簿』第4巻で見える限り、教皇自身の直任の追認にはすべて前者の形式がとられる。しかし前者は教皇直任に限定されず、教皇以外からの取得占有権にもわずかながら確認される。たとえば[1] ①②や[3] ①②がそれに相当する。ほかに Cf. *Ibid.*, pp. 173, 177, 185, 187, 190, 222, 224. それに対して後者は、もっぱら教皇以外からの取得占有権に限定されている。Cf. *Ibid.*, pp. 174, 175, 180, 186-88, 194, 197, 212, 222. 前者の形式が教皇直任以外にも及んでいるのは何故か。理由は不明である。

---

この占有権それ自体は、ダンケルド司教マイケルから取得したものである。しかし一方では、前任者デイヴィッドが辞任の時点において “教皇礼拝所司祭” であったという指摘がなされている。そこでトマスは上記のジョンMと同様に、その点に関して疑惑=追認の令状発給を申請した。

トマスは、ジョンMと同様に追認を受けた。このばあいもまた問われたのは前任者が“家政構成員”であったか否かであって、彼が“礼拝所司祭”であったことは追認の支障になっていない。

では以上の検証結果について、どのような総括が可能か。その総括に先だって、空席の聖職禄に関する“教皇の留保権”なるものについて反復しておこう。

### [参考-1] RESERVATION OF BENEFICES VOID

---

- (1) by death at or within two day's journey of the apostolic see (Roman court)
  - (2) by resignation to the pope or at the apostolic see
  - (3) by death of members of the papal court  
(cardinals, papal chaplains, collectors, abbreviators, writers etc.)
  - (4) by resignation of members of the papal court
  - (5) by deprivation by papal authority
  - (6) by deprivation *ipso facto*  
a) for schism b) under the constitution of *Execrabilis*
  - (7) by promotion to the episcopate etc., or obtaining another benefice, by papal authority
- 

以上7項目の典拠は『教皇令状簿』第4巻以降の事項索引であり、各巻の記載に疎密の差異があるので、それらを勘案しながら集約した。

第3項ならびに第4項の“教皇聖庁構成員”とは、第3項の( )内の付記にある通り、枢機卿・礼拝所司祭・徴収官・抄録官・清書官などを含むものとされている。

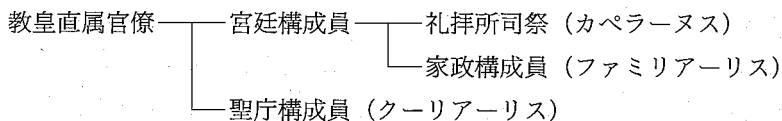
引用[2]の前任者バートランドは、聖庁財務院の徴収官であった。つまり聖庁構成員である。このばあいは“聖庁構成員の辞任”によって空席が出現したもので、第4項に該当する。また[8]の前任者ジョンPはローマ聖

庁内で死亡しており、その聖職禄は第1項によって教皇のもとに留保された。しかしこのばあいは、上記の通り教皇が教皇留保の聖職禄に直任権行使したのであって、その点においてはまったく問題がなかった。ほかにジョンPが“教皇礼拝所司祭”でもあったとすれば、第3項すなわち“聖庁構成員の死亡”にも該当するはずである。第3項の付記からすれば、そのように考えざるをえない。

問題点は[9]の前任者デイヴィドについても同様である。彼もまた“教皇礼拝所司祭”であったとすれば、彼にも“聖庁構成員の辞任”つまり第3項が適用されるはずである。しかし[9]では、第3項が適用されていない。何故か。この疑問を解明するには、これと類似の事例があまりにも乏しい。従ってここでは、あくまでも当面の所見として推定を述べるに留めざるをえない。

『教会法事典』の用語法を第3節冒頭の引用にそくして図解の形で再確認しよう。

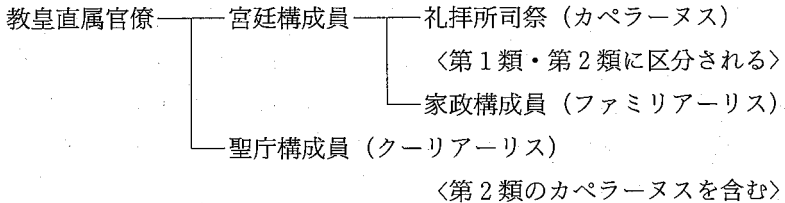
### 【参考-2】



この図解によればカペラーヌスはもっぱら“宮廷”の所属であって、上記の[参考-1]の第3項や第4項つまり“聖庁”の構成員に関する規定には抵触しない。しかし第3項に付記した通り、カペラーヌスはまぎれもなく“聖庁”の構成員にも含まれることがある。従ってカペラーヌスは、少なくとも次の2類に区分すべきであろう。

第1類は、宮廷にのみ所属するものである。第2類は、宮廷所属のままに聖庁の実務を担当し、そのことによって同時に聖庁の構成員にもなろう。この推定を加味すれば、次の[参考-3]がえられる。

[参考-3]



本稿第3節の [第4表] では、クーリアーリス中のカペラーヌスとして31名が計上されていた。これはまさに第2類のカペラーヌスであろう。では第1類のカペラーヌスとは、どのような性格のものか。次の2件の令状は、いずれも『教皇令状簿』の同じ第4巻からの引用である。

- [10] ① “To Robert [II], king of Scotland. Recommending to him William Grenlaw, archdeacon of St Andrews, *papal chaplain* and nuncio, who is coming to Scotland as *collector* (1373)” — *Ibid.*, p. 129. ② “[DE CAPELLANATU HONORIS] To Master William Bachelor, rector of Halesworth, in the diocese of Norwich. The like [Conferring upon him the dignity of *papal chaplain*](1395)” — *Ibid.*, p. 529.

令状①のウィリアムGは単にカペラーヌスであるのみならず、教皇使節であり聖庁財務院の徴収官である。従って彼は、まぎれもなく第2類のカペラーヌスである。

それに対して令状②のウィリアムBには、カペラーヌスの称号授与が知られるだけで聖庁構成員の身分が確認されない。しかもこの令状は、[ ]内の見出しのもとにほかの類似の令状と一括されている。見出しの意味は“名誉称号としての礼拝所司祭職について”ということであろう。要するにウィリアムBにおけるカペラーヌスの称号は、名誉称号であった。

ではウィリアムBのような“教皇礼拝所‘名誉’司祭”は、第1類のカペラーヌスであるか。あるいは第1類でもなくて、第3類と考えるべきか。その点の確認は筆者自身の今後の課題であるが、史料の記載状況からすれば、すべてのカペラーヌスについて類別の確認が可能であるとはいえない。

令状①のウィリアムGには徴収官という官職が併記されており、そのこと  
によって第2類であることが判明した。仮に徴収官であってもその情報がな  
くても、第1類か第2類かの判定が不可能になる。いいかえると第2類なる  
ものは、聖庁内の官職が明記されているものに限って確認される。ともあれ  
以上の考察から、カペラーヌスに関しては、少なくとも2種類あるいは3種  
類の区分を想定しておく必要がある。

\* \* \* \* \*

本節はファミリアーリスの検証から始まって、最後にカペラーヌスの類別  
にまで及んだ。本節の所見は次の4点に要約しうる。

○ 第1点 『教皇令状簿』の事項索引では、従って[参考-1]では、第  
3項および第4項においてクーリアーリスの聖職禄に関する教皇の留保権に  
言及されていた。しかしこれまでに検証の通り、ファミリアーリスの聖職禄  
もまた死亡あるいは辞任後に留保の対象になった。いいかえるとその点に関  
しては、クーリアーリスとファミリアーリスとの間にまったく相違がない。  
従って[参考-1]には、ファミリアーリスの死亡・辞任に関する項目をも  
追加すべきであろう。逆に、『教皇令状簿』の事項索引ではその項目が欠け  
ていることに留意しなくてはならない。

○ 第2点 令状の文面だけからすれば、同じ“宮廷”の構成員でもカペ  
ラーヌスとファミリアーリスとの間には、留保権の適用に関して明確な相違  
があるような印象を受ける。しかしカペラーヌスについては、少なくとも2  
種類あるいは3種類の区分を想定する必要がある。上記の第2類すなわち同  
時に“聖庁”の構成員でもあるものには、まさにそのことだけでも教皇の留  
保権が及ぶはずである。

○ 第3点 では“宮廷”だけに所統して“聖庁”とは無縁のカペラーヌ  
ス、つまり上記の第1類のカペラーヌスは、果たして教皇留保権の適用対象  
から除外されていたか。第1類もまた、ファミリアーリスと並んで“宮廷”  
の構成員であることに変わりがない。従って彼ら第1類のカペラーヌスだけ

が留保権の適用対象から除外されたとは考えがたい。これは所見というよりもむしろ推定であり、筆者にとっては今後の検討課題である。なおこの第3点の推定が正しければ、カペラーヌスは仮に第1類であっても、そのこと自体からして留保権の対象になろう。

○ 第4点 引用 [8] ならびに [9] におけるカペラーヌスは、上記の通り第2類ではない。では“聖庁”とは無関係の第一類か。彼らには一方の“宮廷”への専属を示唆する情報も欠けているので、その可能性も希薄ではないか。残る可能性としては“宮廷”とすら無関係のいわば第3類であろうか。筆者としては彼らが留保権の適用対象から除外されていることからして、とりあえず第3類の可能性、すなわち“名誉カペラーヌス”の可能性を示唆しておきたい。なおその点を本格的に検証するためには、類似の情報を『教皇令状簿』以外に求めざるをえない。『教皇令状簿』からは、令状の事例がわずかにこの [8] [9] の2件しか発見されなかった。

## 《おわりに》

本稿は表題に明記の通り、前稿（上・中・下）の“追補”である。それは教皇官僚に関する史料情報の検証という点でも、また主要な情報源が『教皇令状簿』であるという点でも、まさに前稿の追加補足であった。教皇官僚関係の史料検証は、この追加補足をもって当初予定の作業をすべて終えたことになる。

検討対象4項目のうちで“教皇侍祭”“教皇副助祭”および“教皇聖庁構成員”には、それぞれ1節を充当した。最後の“教皇家政構成員”については第4節・第5節の2節を充て、その結果として史料所見の要約も2節に分かれた。

第5節では空席の聖職禄に関する“教皇留保権”関連の史料を検討し、その関連の所見を要約した。しかも第5節での検討は“教皇家政構成員”だけに留まらず、最後には“教皇礼拝所司祭”にも及んだ。両者はいずれも“宮廷”の構成員であることからして、いわば当然の帰結であろう。家政構成員

の性格検証は、礼拝所司祭との共通点・相違点の検証にまで及んで当然である。

同様に礼拝所司祭の性格検証も、いずれは家政構成員との共通点・相違点の検証にまで及ばなくてはならない。本稿では家政構成員をとりわけ重視し、その検証に2節を充当した。それは今後における筆者自身の課題、すなわち礼拝所司祭の性格検証への架橋を意図したからにほかならない。

\*

本稿各節の課題は、それぞれの性格によって次の2系列に区分しうる。

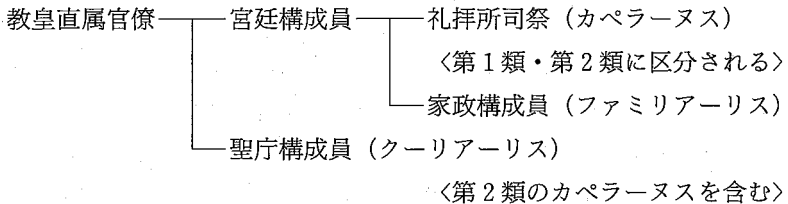
- (1) 第1節：教皇侍祭 — 第2節：教皇副助祭
- (2) 第3節：教皇聖庁構成員 — 第4節：教皇家政構成員（第5節：同上）

第1節・第2節の対象は、いずれも品級の名称を含んでいる点において共通していた。それに対して第3節・第4節（および第5節）は、いずれも“構成員”を扱っている点でやはり共通している。因みに上記の“教皇礼拝所司祭”も、その実態においてはまさに“教皇礼拝所構成員”にほかならない。

筆者はすでに前稿の末尾において、教皇官僚に関する一連の呼称を総称と特称とに区分した。その区分によれば、抄録官・清書官・起草官・徴収官・秘書官などは役職特定の呼称つまり特称と見なしうる。それに対して聖庁構成員・家政構成員は、多様な役職を包括する点において総称であり、礼拝所司祭も同様である。また教皇侍祭はその身分のままで抄録官・清書官・起草官などの実務を担当することがあり、教皇副助祭もやはりその身分のままで清書官・聴取判事・財務院書記・徴収官・起草官・清書官などの多様な役職を帯びている。その意味では、教皇侍祭も教皇副助祭もいわば総称である。しかしこれらは、聖庁構成員・家政構成員・礼拝所司祭との関係においては特称であるともいえよう。要するに総称・特称の区分は多分に相対的であり、そのこともすでに再三指摘の通りである。

ではこの両系列の間には、どのような関係があるか。またその関係からどのような事実が判明するか。第5節までの情報の一部を再確認しよう。

(A) 『教会法事典』の補正(第5節[参考-3])



第5節では『教会法事典』の記載をまず[参考-2]として図解し、その上でその一部を補正した。この[参考-3]がその補正結果であり、補正事項はくゝ内に記載されている。第1類・第2類とは、もっぱら説明の便宜のための区分であった。聖庁構成員でもあるものを、便宜的に第2類と呼んだまでのことである。

『教会法事典』の大項目は、それ自体がなるほど相当量の情報を含んでいる。しかしある程度の単純化は事典の宿命であって、これに完全を期待すべきではない。このばあいも同様である。礼拝所司祭が<第1類・第2類に区分される>ことにせよ、また聖庁構成員が<第2類のカペラーヌスを含む>ことにせよ、その補正は『教会法事典』以外からの情報、すなわち次の(B)の情報を加味したものである。

(B) 『教皇令状簿』索引の記載(第5節[参考-1]の一部)

教皇‘聖庁’構成員に含まれるもの

枢機卿・教皇礼拝所司祭\*・徴収官\*・抄録官\*・清書官など

まず最初の枢機卿に注目しよう。枢機卿は、聖庁構成員に含まれるという。しかし次の(C)では枢機卿に言及されず、大司教・司教も見当たらない。これらが家政構成員には含まれないということか<sup>1)</sup>。またこの索引では礼拝所司祭が聖庁構成員の例示に含まれており、いわゆる第2類の礼拝所司祭の存在が示唆されていた。なお礼拝所司祭などの\*印は、次の(C)と重複するものを示す。

1) “……the canonry, prebend, and precentorship of Moray……void by the death of John de Spineto, papal writer, who obtained them when member of the household of John, [cardinal] bishop of Sabina……(1417)” — *Petitions*, I, 607. これは『対教皇請願簿』からの引用である。前稿(上)の第1節[第1表]では、この清書官ジョンを教皇家政構成員の事例と見なした。これは筆者の不注意によるもので、ジョンは問題の聖職禄を取得する時点において、枢機脚ジョンの家政構成員であった。いずれにせよ枢機脚や大司教・司教ともなれば、それぞれに独自の家政構成員をもつ。枢機脚は独自の家政をもちながら、聖庁との関係ではその構成員になりうるということか。

(C) 『教皇令状簿』第12巻の脚注の記載(第1節引用[6]②)

教皇‘家政’構成員に含まれるもの

聖庁財務院官僚・教皇副助祭・教皇侍祭・教皇礼拝所司祭\*・秘書官・  
教皇記録簿管理官・徴収官\*・抄録官\*など

この情報からは、まず礼拝所司祭・徴収官・抄録官が重複していることを確認しておきたい。しかも“抄録官など”というからには、重複は清書官にも及んでいたものと推定される。抄録官と清書官とは類似の職種であり、双方の兼任者・歴任者が少なくない。また聖庁財務院の官僚 officers of the papal ‘Camera’ とはまさに総称であろうが、彼らも当然のことながら聖庁構成員であろう。

教皇記録簿管理官 masters of the registers についても同様である。教皇の記録簿は、基本的に聖庁尚書院の所管である。従って彼らもまた、当然のこととして聖庁構成員であろう。逆にいえば彼らは職務の上で聖庁に勤務するが、同時に家政構成員でもあったというべきか。

教皇侍祭・教皇副助祭にしても聖庁関係の実務を担当する事例があり、そのばあいには同時に聖庁構成員でもであろう。たとえば第1節の引用[2]③のギルバートについては、現に教皇侍祭と聖庁構成員とが併記されていた。また第1節[第1表]の集計には、2名の抄録官が記載されている。抄録官は(B)・(C)の双方に含まれることからして、この2名の教皇侍祭は家政・聖庁の双方の構成員であろう。

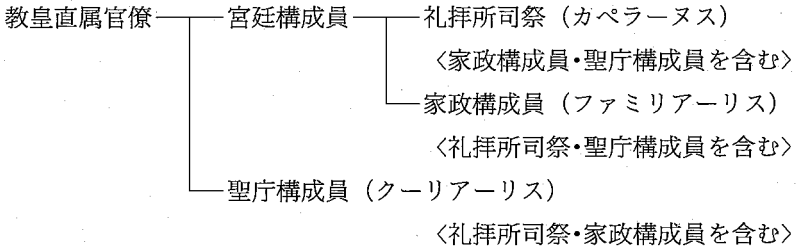
教皇副助祭についても同様である。第2節 [第2表] の集計には、抄録官1名、聖庁財務院書記2名、徴収官1名のほかに清書官2名が記載されている。いいかえると教皇副助祭もまた聖庁構成員でありえた。教皇侍祭や教皇副助祭が家政構成員であるということは、排他的に家政だけに所属することを意味しない。

同じ [第2表] の集計によれば、教皇副助祭のうちで実に46名が教皇礼拝所司祭であった。これは起草官の8名や使節の5名と比較してまさに突出して多い。上記の通り教皇副助祭は単に家政のみならず、同時に聖庁の構成員でもありえた。しかもそれだけに留まらず、彼らは礼拝所の構成員ですらありえた。

第2節引用 [10] のピンセントは、礼拝所司祭であることによって礼拝所の構成員であり、教皇副助祭であることによって家政構成員でありえた。彼はまた聖庁財務院の徴収官であることによって聖庁構成員であった。

以上の所見を集約すれば、最終的に次の [参考-4] がえられる。

[参考-4] ([参考-3] の補正)



これは結果として最初の [参考-2] に戻ったことになる。〈 〉内の付記は、筆者にとって今回の検証の結果として確認されたことである。しかしこれらの付記をすべて自明のこととして省略すれば、まさに [参考-2] そのものに戻る。いいかえると『教会法事典』の“FAMILIERS DU PAPE”の項目担当者にとって、このような事実は自明のことであって、あえて付記するまでもなかったということか。

『教会法事典』は宮廷と聖庁とが機関として分化していることを、また礼拝所と家政とが宮廷の下部機関として分化していることを述べている。あるいは機関としての分化だけしか述べていないというべきか。これまでに判明したところでは、このような機関の分化がそれぞれの機関構成員の専属化・固定化を意味しない。

これを比喩的にいうならば、大蔵事務官は大蔵省所属に限定されず、同時に法務事務官や外務事務官でもありえた。上記のビンセントなどは特定省庁の任務に固定されず、いわば場当りのどのような省庁の任務にも起用されえた。当時の教皇官僚の実態は、まさにそのようなものとして理解すべきであろう。

筆者はかつて一連の論稿において“king's clerks”と呼ばれる国王直属の聖職者官僚を扱った<sup>2)</sup>。彼らは全体として身分あるいは階層を形成し、G. P. カティノウの評言によれば“練達のタレントの予備軍”であった<sup>3)</sup>。国王は必要に応じてその予備軍の中から適材を選択して起用し、その任務が終了すればまた予備軍に戻って次の起用を待つ。しかもその役職は必ずしも特定分野に専門化することなく、同一人が多様な役職を兼任しあるいは歴任することがある。

---

2) 「“King's clerks”に関する二つの試論」北海道大学文学部『人文科学論集』9 (1972)；「中世イギリスの中央行政機関における King's clerks」堀米庸三編『西洋中世世界の展開』東京大学出版会 (1973)；「“King's clerks”の下限考——“King's servants”考(序)」『人文科学論集』20 (1984)。

3) George Peddy Cuttino, “King's Clerks and the Community of the Realm,” *SPECULUM*, XXIX, 1954, pp. 396f.

---

前近代の官僚制においては、省庁間の分化が不明確であり、また官僚の専門化が不徹底であった。それはつとにマクス=ウェーバが指摘するところであり、ほぼ常識に属する。上記の“練達のタレントの予備軍”とは、中世イギリスの聖職者官僚についていわれたものである。教皇官僚についてもやはり“練達のタレントの予備軍”があり、教皇はその中から任意に適材を選択し起用したといえないか。

北大文学部紀要

国王官僚と教皇官僚との双方に、基本的に共通の性格が見られた。さらに的確に言えば、国王の官僚機構は教皇の官僚機構の模倣あるいは縮小模型であったというべきか。前稿・本稿の史料検証を通じてそのような印象を禁じえない。

以 上

## [付 記]

本年度の『史学雑誌』第5号は、本稿の初校を終えた直後に到着した。恒例の「回顧と展望」では、慶応義塾大学の吉武憲司氏が「中世—イギリス」を担当されている。同氏は、その中で拙稿2点のためにまさに過分の行数をさいてくださった。このような厚遇は昨年にも続きのものであり、昨年は東京大学の城戸毅氏からやはり過分の行数配当をいただいている。ここではまず、拙稿に対する城戸氏ならびに吉武氏の懇切な解題と率直な批判とに対して深甚な謝意を申し上げたい。

城戸氏からは、拙稿が“データと研究史の突き合わせ”に十分な配慮を欠いているという指摘があり、とりわけその点において苦言を寄せられていた。具体的にいえば複数聖職禄の“兼任”の実態を検証しながら、欧米の先学たとえば Geoffrey Barraclough の *Papal Provisions* (Oxford, 1935) への論評を欠いているという苦言がそれである。

このたびはまた吉武氏から、基本的に同主旨の疑義が提起された。要するに筆者の提示した一連の“データが研究史のなかでどのような意味を持つものなのか、また少なくともこのテーマに関して欧米でどのような研究の蓄積があるのか”その点の解説が欠けていることへの苦言である。具体的には“教皇官僚”に関して、R. L. Poole, *Lectures on the History of the Papal Chancery* (Cambridge, 1915) 以来の“膨大な蓄積”が顧慮されていないという批判であった。

バラクラフに言及しなかったのは事実であるが、それはこの先学の業績を無視したからではない。仮に拙稿が“教皇直任”を扱ったものであれば、バラクラフの業績には当然のことながら最大限に注目したはずである。あるいは筆者自身の役割をその祖述者に限定することも可能であった。しかし拙稿は、アルキディアークヌス（司教補佐）なるものをその役職の“占有者”の実態から検証したものであり、筆者にとって必要な情報はバラクラフに期待すべくもなかった。

プール以来の“膨大な蓄積”に言及されていないことにも、やはり基本的

に同様の事情がある。仮に拙稿が教皇庁の“機構”の素描を意図するものであれば、いわゆる“膨大な蓄積”の要点を祖述するだけで足りたであろう。しかし筆者の関心は多様な役職の呼称を単に概説の水準で理解するだけに留まらず、それぞれの役職の実態を役職“占有者”の個別検証によって見届けることにあった。

では欧米の先学の業績を完全に無視したか。筆者の関心にまだしも近いものとして、また比較的最近の著作としては、たとえば Peter Parter, *The Pope's Men, the papal civil service in the Renaissance* (Oxford, 1990) がある。これは表題に明記の通り、教皇の世俗行政の多様な役職についてそれぞれの“占有者”の個別検証の成果を含んでいる。筆者の関心にまだしも近いというのはまさにそのことであり、従って拙稿では冒頭でもまた本文でも再三にわたってこれに言及した。しかしパートナの近著にせよ、筆者自身の疑問の全体からすればほんの一部について教示してくれたに過ぎない。この近著は表題の通りルネサンス期を扱ったものであり、同書に掲載の統計表はいずれも 1417 年から 1527 年までの 110 年間に限定されている。拙稿はほぼ 270 年間にわたっており、パートナとの重複期間は最後の半世紀だけに過ぎない。要するに筆者の関心対象は部分的にパートナの近著と共通しているだけで、吉武氏のいわれる“膨大な蓄積”の範囲からは逸脱していたことになる。

城戸氏によれば、アルキディアークヌスに関する拙稿の後半は大半が“概説的には既知の事実の例証”であるという。筆者は拙稿の最終節をアルキディアークヌスの品級の検証に当てた。これを最後に配置したのは何故か。その品級の確認こそが拙稿執筆の主要な意図であったからにほかならない。アルキディアークヌスは、品級においてディアークヌスつまり助祭であるか。結論の要点を反復するならば、彼らの大半は品級においてプレスビテルつまり司祭であった。因みに筆者の手もとの事典類・概説書類では、アルキディアークヌスの品級にまで言及したものがない。要するに彼らの品級は、筆者にとって“概説的既知”でありえなかった。

事典類・概説書類にその言及がないのは何故か。欧米の先学にとって自明

であったからか。あるいはあまりにも瑣末で、あえて言及するまでもないということか。仮にそれが欧米の先学にとって自明の“既知”であったとしても、遺憾ながら事典類・概説書類に明記されることなく、その知見が広範に共有されるに至っていない。従って筆者にとってはまさに“未知”であり、その限りにおいて史料自体からの実態検証が不可避になった。欧米先学の関心が全般として高次元にあるとすれば、筆者の関心は逆に初歩的次元に留まっているというべきか。しかし筆者の関心が初歩的であるとすれば、上記のパートナーの関心もまた初歩的であり、その点ではあらためてパートナーに親近感を覚える。

欧米先学にとって既知というのは、拙稿の主要な典拠すなわち『教皇令状簿』や『対教皇請願簿』が公刊されて久しいからでもあろうか。しかもそれらの刊本では、令状や請願書のラテン語の原文がすべて現代英語に翻訳されている。『開封勅許状簿』や『密封勅許状簿』も、初期の一部を別として大半が現代英語で公刊されてきた。アルキディアークヌスの大半が品級において司祭であるという程度のことは、キリスト教文化圏の識者にはあえて『教皇令状簿』を精読するまでもなく自明の“既知”であったかも知れない。しかし異教文化圏の筆者にとっては、その程度の事実を知るためにも彼らの品級情報を『教皇令状簿』から全件数にわたって抽出し判読しなくてはならなかった。

ところでこれらの刊本史料集については、いわば“断片抽出的利用法”が欧米の先学の通例である。悪しざまに言えば、情報の場当り的な“つまみ食い”がそれである。そのことは、拙稿「司教補佐の代行者委任」の末尾でも指摘した。欧米の先学は、これら刊本にその程度の価値しか認めていないということか。しかし筆者はかねてからこれらの別な価値に注目し、その“体系的利用法”の試行を続けてきた。別な価値とは、豊富な情報を体系的・通時的に集積していることがそれである。従ってあれこれの主題に関して、比較的長期間の通時的追跡が可能になる。欧米の先学が教えてくれないような初歩的な疑問点については、とりあえずこれら刊本史料集から可能な限り多くの例証を抽出し、その例証の吟味によって筆者なりの解答をえてきた。

これまで一連の拙稿と同様に、このたびの“同時両属”の検証でも欧米先学の“膨大な蓄積”への言及が少なく、大半は筆者自身の史料所見になっている。欧米先学への言及が少ないのは、欧米の学界動向への無関心によるものではない。筆者はかつてロンドン聖マルティヌス大聖堂に関して、R.H.C. デイヴィスの論文を全訳し公表した。この論文の存在を知ったのはほかならぬ吉武氏からの御教示によるもので、複写の入手は同氏の御配慮によって可能になった。また王立自由礼拝所に関しては、J.H. デントンの所説を虚心に祖述しそれを紀要に掲載したこともある。

欧米の先学への言及が多いか少ないかは、拙稿それぞれの主題による。主題が欧米学界の動向に近いところから選ばれば、先学への言及が多くなる。あるいは虚心の祖述・紹介が中心になろう。主題が筆者自身に固有の初歩的な疑問に根差しているときは、あるいはその疑問自体が欧米学界の主流から大きく逸脱しているときには、先学への言及が僅少にならざるをえない。異教文化圏にいるものとしては、欧米でいえば事典類・概説書類の水準にも及ばないような初歩的な疑問が続発する。従って筆者自身は、これからも初歩的な史料所見の情報発信を続けることになる。

なお吉武氏は、拙稿の解題に当って“教皇による司教補佐の代行者任命”と書かれている。正確にいえば代行者を“任命”するのは司教補佐自身であり、教皇は司教補佐からの上申請願に基づいてその任命を“認可”した。主要な典拠は『教皇令状簿』であり、引用の大半は教皇からの“認可”の令状であった。吉武氏がこれを“教皇による任命”と読まれたとすれば、筆者は主題の意味の説明というまきに出発点からして完全に失敗したことになる。